

CONTENTS

特集

政策法制にむけて

巻頭随想

合併コーナー

がんばっていま～す

苦言提言

電子自治体コーナー

イベントこよみ

市町村リレーまちづくり夢づくり

やまなし  自治の  風

【芝生広場】二・五haの広さを誇るこの広場は軽スポーツなどを楽しむのに最適な多目的スペースです。

【展望塔】町のシンボルタワーとなる高さ三十三mの塔は、エレベーターを備え、二階と七階が展望フロアとなっており午前九時から午後五時まで無料で開放されています。(夏季期間のみ)

七月から九月の間、午後五時から午後十時まで三歳以上百円で開放しています。(三六〇度のパノラマが望める他、塔の南北に二つのライカカメラが設置されており、町のホームページ(http://www.town.ryuo.yamanashi.jp)より二十四時間その様子を見ることが可能です。(月曜日休館)



展望塔より芝生広場を望む

ドラゴンパーク

花と緑あふれる
ふれあい公園

中巨摩郡竜王町

まち自慢



Ryuo-town



噴水

「赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)」は、竜王町の緑化推進の中核として、南に富士山、北に八ヶ岳と美しい山々に囲まれ、甲府盆地を眼下に望むことのできる、平成十二年五月一日から一般開放された新しい総合公園です。

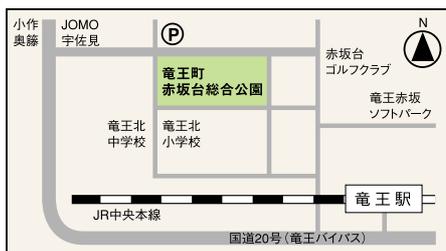
町北部の高台に位置したこの公園は、七・三haという広大な敷地の中に「芝

生広場」や「展望台」、「アースワーク広場」など様々なスペースと施設を配し、約二七〇台収容可能な駐車場を備え、子供からお年寄りまで気軽に利用できる公園です。五〇〇m²の広さを誇る花壇には四季折々の花が咲き人々の目を楽しませてくれます。



竜王町役場 緑のまちづくり推進課

TEL 055-278-1671



【アースワーク広場】富士山をイメージしたすべり台やトランポリンなど子供だけでなく大人も楽しめる遊具が揃っています。

【森の回廊】展望台から噴水までのびる木製の回廊は、長さ二四〇mあり、公園内の樹木を普段とは違った角度から観察できます。

【ジヨギングコース】周八五〇mのコースには走る人の足を保護する舗装が全面に敷かれ、心地よい汗をかくことができます。

まち自慢	中巨摩郡竜王町 ドラゴンパーク	表2
巻頭随想	持続可能な地域と政策づくり	2
市町村リレー 「秋山村」	人と自然が共生できる豊かなまちづくり	4
特集 政策法制にむけて	特集1 協働のまちづくりの推進に向けて	8
	特集2 環境基本計画の策定にあたって	12
	特集3 電子自治体に向けての法制	16
	特集4 自治体法務における町村会の取組み	21
合併コーナー	第27次地方制度調査会中間報告の概要	26
がんばってまいります。		28
苦言・提言	現場の思いに力を…	30
電子自治体コーナー	電子自治体に向けた動向について	31
自治Q&A		32
市町村イベントこよみ	夏の夜に華を見つける	34
市町村振興協会たより		36
はつらつ！市町村	鈴木ゆみ(塩山市) 編集後記	表3



■表紙写真

甘利山山頂は、6月中旬～7月上旬、約15万株のレンゲツツジの大群落で、辺り一面深紅の絨毯を敷き詰めたように見ることができます。

山頂付近の広河原駐車場まで車の乗り入れ可能(大型バス不可)で、駐車場から約20分ほど遊歩道を登っていくと山頂です。家族でピクニック気分ですることが出来ます(韮崎市提供)



藤原直忠さん(須玉町)
(構造改革特区黒森地区代表世話人)

時の人

man&woman

構造改革特区 第一弾に認定

今年の四月、構造改革特区の第一号として全国五十七地区に選ばれた中に「増富地域交流振興特区」が認定されました。町はこの規制緩和で農家から農地を借り受けNPO法人に貸し出す計画であります。同法人が都市農村交流事業のため、都市住民を募集し地元特産の花豆や高原野菜栽培等を体験してもらい、地元農家も農業指導者等と関わりながら交流を深め、同時に地区の豊かな自然環境も体験してもらおうというものであります。

この特区導入にあたり中心となつてきたのが藤原直忠さんです。「当地は、もともと農業後継者も少なく農地の荒廃も進む中、今回の特区導入により遊休農地解消や、都市と農村の交流の中で少しでも農業の良さを感じ、この地に定住してくれる若者が出てくれることを大いに期待しています。」と、この特区の成功へ向け地元地区の応援隊長として意気込みを語られました。

巻頭 随想

[zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2003 #13

山梨大学教授
鈴木 嘉彦



PROFILE

鈴木嘉彦 Yoshihiko Suzuki

昭和22年山梨県生まれ。昭和44年山梨大学工学部卒業、昭和49年東京工業大学大学院博士課程修了、同年4月山梨大学講師、昭和61年から翌年まで米国UCLA客員研究員、平成元年山梨大学教授、現在大学院医学工学総合研究部持続社会形成専攻を担当。主に地球環境問題の解決をめざした研究及び教育活動を行う。研究の傍ら山梨環境財団評議員・運営委員長、NPO「やまなし県民政策ネットワーク」理事長を務める。「循環型社会入門」、「人間と情報」、「地域と情報」など著書、論文多数。

持続可能な地域と政策づくり

「はじめに」

いま、これまで経験のない新しい社会づくりが始まろうとしている。明治以来続いた中央集権の国家体制から、地域が自立した新しい社会体制への転換である。小文では、なぜいま転換なのか、どのようにしてそれは実現できるのかを、持続可能な社会と住民参加の政策づくりという観点から考察する。

「現代社会の構造」

これまで続いた社会体制の構造転換を迫られている最大の理由は、現代社会が持続可能ではないからである。つまり、国家主導で実

現した大量生産・大量消費は、未来世代にそのままでは継続できないことが明らかとなったことによる。

未来世代も現代世代と同様な消費を実現するためには、現在の消費形態を改める必要がある。枯渇性資源の消費をできるだけ抑制し、再生可能な資源を有効に活用する形態への転換が不可欠である。大量消費を改め、消費量が少なくても安心できる生活、生きることへの喜びを感じることができる社会を創造しなければならぬ。

「持続可能性と住民参加」

生きることへの喜びを感じる社会を創りだすためには、少なくとも、住民が自分たちの希望にそって社会が動いていると実感できる社会になる必要がある。つまり、地域社会の営みが、住民の意向によると感じられる社会を創りだす必要がある。

わが国では長い間、国と官僚の主導による、いわゆる官治・集権が採用されてきた。社会の主役は住民であり、住民の希望が生かされた政策を実行することが、地方自治体の役割なのだという考え方はほとんど育っていない。そこで、住民参加の政策づくりの問題を、

住民の側の問題と、社会の仕組みの二点に絞って論じる。

「ネットワークによる連携」

まず住民の側の問題として、協働や情報の共有化がある。既存の社会での組織は、企業組織に見られるように、ほとんどの場合上意下達の階層構造となっている。これを住民主体の社会に転換するためには、組織をバーチャル(仮想的)なものに、その連関をウェブ(くもの巣)構造のネットワークに変えていく必要がある。

バーチャルな組織の代表例がNPOやNGOである。NPOやN

GOは、参加する人の参加動機がそれぞれ夢や希望など、個人の自発性に基いている。自治会などの既成組織のように、上位階層からの要請によつて造られる組織ではない。それぞれが掲げている夢や希望を実現するために、他の組織と自由に情報を交換し、共に行動し、考え方の違いが明らかになればいつでも分かれることができる。

バーチャルな組織であるNPOやNGOをつなぐのが、ウェブ状のネットワークである。ウェブ構造とは、その言葉の通り、くもの巣のような構造である。情報の発信源がクモの巣のようにつながり、自由に情報の交換ができる構造である。どこかの組織が主で、どこかの組織が従といった関係はない。情報発信源であるNPOやNGOは、既存の社会組織の基本単位である家族や会社や行政などの形にとらわれない自由な連携が可能である。

クモの巣状のネットワークは、上意下達の指示伝達型のネットワークよりはるかに社会変動に強い。指示伝達型ネットワークでは、指示する組織がタウンすると、下位の組織はすべて機能しなくなる。ところがクモの巣状のネットワークでは、たとえどこかの組織がタウンしても、クモの巣全体としてはほとんどダメージを受けない。

「海外における仕組み」

住民が主役の地域を実現するためには、NPOやNGOの充実とネットワーク化が重要であるが、もう一つ重要なことは、政策づくりの仕組みである。

民意を反映した政策づくりの仕組みとして参考になるのは、米国の大統領制とハンガリーの予算執行の方法である。米国大統領は選挙で国民に支持されると、スタッフを引き連れて大統領府に入る。このシステムのおかげで、選挙での公約を政策として直ちに実行できる。ハンガリーでは、色々な目的を掲げたNPOが、それぞれ実現したい施策を国民に訴え、国民の審判を受ける。そして獲得票数に比例して国家予算の1%をNPOが執行する。

「知事と議員の課題」

わが国にはこのような仕組みはない。代わりに、選挙で選ばれた知事と議員がいて、知事が政策を提案し、議員がこれを審議する。原理的には、この仕組みで政策に民意が反映されるはずである。ところが現状では、政策に民意が反映されないと不満が多い。

これには理由がある。知事は大統領と違い当選しても一人で県庁に入る。公約を施策にするだけの手足がない。公約は公約づくりに

無関係であった職員の手で施策となる。

民意を反映して選ばれた県議は40名以上いる。公約を施策として提案することもできるが、そのような動きはほとんど見えない。議員の権利であり義務でもある議会での質問すら、職員が作るという悪しき習慣が報道されたりもする。

「官僚主導の問題点」

現実には、民意に従って選ばれた知事や議員より、職員の考えが政策の中心となる。幹部職員の考えで政策の大枠が決まり、財政課の意向で予算の枠組みが決まる。国と同様、県レベルでも官僚が主導の政治が行われる。

官僚主導と書いたからといって、職員が県民のことを考えていない、と言いたいのではない。重要なのは、職員が県民の考えで作成された政策ではないということである。この現状を改善し、住民が自分も参加していると感じられる仕組みを創ることが肝要なのである。

「NGO・NPOの役割」

そのためには、知事に大統領のような権限を与える方法、ハンガリーのように住民の投票でNPOの施策を執行できる方式などが考

えられる。しかしそれらを今すぐ実現することは難しい。

そこで当面、県民が直接議論に参加できる政策論争の場を議会とは別に確保することが有効と考えられる。そこで重要なのは、審議を支える事務局機能と議会の対応である。

まず事務局はNPOやNGOにまかせ、彼らが用意した場で知事や議員、幹部職員が彼らと議論し、政策の素案を創ることが重要である。議会は、知事が用意した施策だけでなく、NPOやNGOが提案した政策も取り上げ、その審議を県民に公開することが肝要となる。この流れで、県民参加型協働作業の第一歩が始まる。具体的な政策が一つでも実現されれば県民は自信を深め、次への意欲を持つ。

「県民政策ネットワーク」

筆者はこれを山梨の地で実現するためNPO、やまなし県民政策ネットワークを立ち上げ、現在法人申請中である。山梨の特質を十分承知し、自分の問題として、地域政策に関心を持つ人々が自由に参加できるバーチャルな組織に育つことを願っている。このような議論の場を活用することにより、長野県などとは違った形での新しい県土づくりが、山梨の地で始まることを期待している。

まぢづくり夢づくり

[shityouson relay]



秋山村東部地域

人と自然が共生できる 豊かなまぢづくり

秋山村



秋山村は山梨県の東南端に位置し、東は神奈川県藤野町、西は都留市、南は道志村、北は大月市、上野原町にそれぞれ接しています。また、東京首都圏六〇kmと至近にあります。

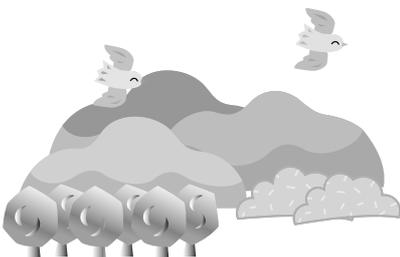
村域は東西に一四・八km、南北四kmにわたり、総面積は四五・一四km²で、総面積のうち、九三%を山林が占めています。人口は二千人強であります。

本村の中央を流れる秋山川とその支流は、県下でも有数のヤマメの釣り場として知られ、新緑や色鮮やかな紅葉など、四季折々の美しい景観にあふれ、自然環境に恵まれております。

明治維新後、時代は大きく変わってゆきますが、明治八年には、浜沢、栗谷、桜井地区に小学校が開校し、明治三二年に村制が施行されました。

時代は大きな転換期を迎え、成長・拡大に支えられた成長型社会から、人間性の豊かさを追求する成熟型社会へと移行しつつあります。

山村のもつ豊かな自然とやすらぎの空間を多様に活かし、自然の営みと人間の生活が調和した未来に引き継げる景観と環境をつくっていく必要があります。



山村観光の振興で 地域の活性化を

豊かな自然は本村の大きな財産であるとともに、そこに伝わる大念仏をはじめとする民俗行事や文化財など、山村文化の資源は豊富なものです。

こうした、資源を積極的に活用した村づくりを進めてきています。

昭和四七年には、県下で初め

ての河川を利用した村営マス釣場をオープンさせ、子供や初心者にも好評で、釣り上げたマスをバーベキューにして食べるのも格別の味で、家族連れや団体客に利用されています。また、四季折々の農産物や特産品の販売の拡大も図ることができました。

地を活かし、平成六年に温泉整備に入り、平成八年に待望の温泉施設が誕生しました。

温泉施設名は、新湯治場秋山温泉(秋山ネスパ)。ネスパとは、新しいを意味するNEWと、温泉や温泉場を意味するSPAを組み合わせた言葉であります。

日本人は以前から、静かに入浴するという伝統的な温泉文化をもっています。ネスパは深めの浴槽の中で軽い水中運動をするという、従来とは違う全く新しい温泉利用方式で、温泉による湯治効果の良さと、ドイツの温泉療養システムやアロマセラピー、サウンドセラピーを取り入れた最新の健康温浴システムであります。

特に、クアゾーンには二五mプールニコースと子供用プール・圧注システム浴場とジャグジーを備えたセラピープール、そして屋外にも温泉を利用した流水プールや、圧注システムを備えた屋外運動浴槽があります。

またドイツ式のサウナとアロマセラピーをミックスした、香りの探暖室、水着で入れる安静室があります。香りの探暖室は、ネスパ自慢の施設で、純粋な天然香料(ラベンダー・ペパーミント・レモン他)によるアロマセラピーを合体させた施設でリラクセス効果を大幅に高め、他ではその快感は味わえませぬ。特産品や農産物の販売の拡大や、情報交流拠点としても親しまれています。



秋山温泉(秋山ネスパ)



秋山村営マス釣場

近年、健康志向・余暇時間の増大等により住民ニーズも多種多様化する中、若者からお年寄りまでが健康で快適な生活が送れるよう、質の高い生活環境の整備が求められています。こうした中、若者にとって明るく楽しくさせる健康的な交流拠点施設の整備を図り、都市との情報格差を是正するなど、若者の定住促進を図ってゆくとともに、恵まれた自然と首都圏から近距離にあるという立

歴史と文化の村おこし

鎌倉街道の裏街道、豊かさややさしい自然をもつ本村は、南

北朝時代の悲しくも美しい中世文化が伝えられ、村内には貴重

な文化遺産が数多く大切に残され歴史的な伝承が受け継がれています。

各集落に伝承されている祭りには、民俗行事として地域の暮らしに深く根ざしており、なかでも無生野の大念仏は踊り念仏とも言われ、小正月とお盆の年二回行われる勇壮な踊りです。大太鼓に合わせて念仏や和讃を唱えながら踊る一本太刀、二本太刀、ぶつばらいなどの踊りがあり県下で唯一の伝承となっています。

後醍醐天皇の皇子大塔宮護良親王は鎌倉で悲運な最期を遂げられました。親王が幽閉されていた時、そば女として仕えていた難鶴姫は建武二年の秋、亡き親王の首級を抱いて従者とともに鎌倉を発ちました。その時、姫は亡き親王の子を宿しており、途中供養をした後、姫は秋山村無生野の里に辿り着いたころは季節は厳しい十一月の末。そこで産気付かれた姫は王子を産みますが、不運にも王子と子ども命を落とし、その不運を嘆いた村人は冥福を祈り、正月には門松をたてない習わしとなっています。数年後護良親王のもう一人の王子、綴連王が戦乱を逃れてこの無生野の地に流れつ

きました。姫の物語を聞いた王子は一彫刻師としてこの地にとどまり生涯を終えたのです。三人の悲しい運命を知った村人は神に祭り難鶴神社を建立し、供養のため無生野の大念仏をはじめたと言われています。

念仏踊りは原形をよくとどめるものとして昭和三五年頃の無形文化財に指定され、平成七年に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

このほか富岡弥陀三尊種子板碑、高さ百三十四センチの緑泥片岩に阿弥陀如来や観音、勢至両菩薩の連座像が描かれ県の指定文化財に指定されています。また、浜沢の薬師堂には本尊をはじめ薬師十二神将、十王尊、仁王像(未完)など優れた仏像が安置されており境内には大櫓もあり村の歴史をかいま見ることが出来ます。

安寺沢には、江戸時代に年貢米貯蔵のため幕府により設置された郷倉が完全な形で保存されており、先祖の暮らしを伝える貴重な文化財となっています。

村内の各地には、地藏菩薩、庚申塔、二十三夜塔、二十六夜塔、などの石造物や難鶴神社、浅間神社、などの多くの神社や由緒ある地名、古文書などい

しえの文化に思いを馳せながら、文化財を散策する史跡めぐり、集落の郷土芸能の一般公開など多くの観光資源を活用し、

交通基盤の推進

本村を縦断し、都留市、上野原町を結ぶ主要地方道県道四日市場上野原線は、村の基幹道路として重要な役割を果たし、富士五湖方面から都心・横浜方面への抜けどの利用車両が増加するなど、交通量は年々増えています。同路線については、年々改良拡幅工事が行われているものの、依然として狭隘な箇所や急カーブ等の危険箇所が多く早期改良が急務となっております。

さて、本村と上野原町を結ぶ県道四日市場上野原線は、山々に阻まれ、神奈川県を大きく迂回することを余儀なくされておりました。平成六年に本村と上野原町を最短距離で結ぶ村道桜井野入線秋山トンネルが完成し、上野原町境までが整備されました。しかし、その先の県道までの間は幅員が狭く、カーブも極めて多く、朝夕の通勤をはじめ日常生活に支障を来すのはもとより、大型車両の通行が

村内全域にまたがる野仏公園を整備し村の更なる活性化を推進します。

困難な現状は、本村の産業振興の展開を図ってゆく上で、高速道路上野原インター、国道二〇号線までの通行を最短距離で結ぶ大きな障害となっております。本村においては、活性化の生命線となります本路線の調査計画を行い、平成八年から平成十八年の十年計画で現在整備を実施しています。

道路は、村を訪れた人たちにとっては、わが村の顔としての役割を果たすことから、安全で親しみやすく、わかりやすい道路環境づくりが必要となっております。また、周囲の緑と一体となったイメージの形成や美しい沿道景観の形成など、美しい村づくりに向けた道路修景を推進していくことも事業実施計画を立てながら、早期完成し、山梨県の東の玄関口にふさわしい魅力的で、活力に満ちたまちづくりを更に目指し、事業を推進してまいります。

やまなし 自治の風

特集

政策法制にむけて

「骨太の方針」第三弾が出された。いよいよ「三位一体」改革が具体化されようとしている。地方自治体の原点は、自己決定・自己責任の原則にある。しかしながら、現状、補助金などの国の制度が地方自治体の政策決定におけるインセンティブを握っているのも事実である。地方が自治を確立していくためには、それを裏付ける国の制度の改革が当然行われていかなければならないものがある。しかし、改革が進んだとしても地方が自立した政策決定をしようる能力を有しないのでは、元も子もない。政策法制はそのための道具である。

「特集1」協働のまちづくりの推進に向けて

都留市政策形成課 中村洋一

「特集2」環境基本計画の策定にあたって

甲府市環境対策課 板山高久

「特集3」電子自治体に向けての法制

市町村課 古屋 明

「特集4」自治体法務における町村会の取組み

県町村会総務課 東條寿和

協働のまちづくりの推進に向けて

市民の手づくりによる
「市民活動推進条例」
の策定

Youti Nakamura

中村 洋一

都留市政策形成課

特集

1

互恵・共生社会の 実現に向けて

本格的な高齢社会の到来や少子化の進行、厳しい経済環境のもとでの産業の構造の変化など、今日の社会情勢は大きく変化しつつあります。

本市では、このような閉塞感と不透明な状況の中、時代を見据え、舵取りを誤らないよう「個性豊かな自立社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」という三つの目指すべき地域社会像を掲げております。

これらの内、すべての人々が個性と能力を活かして、共に認め合い、支えあい、生きがいと働きがいを持って、共生していく社会を「互恵・共生社会」と呼びますが、これまでのように、一つの価値観を求めて他の地域と競い合う「ナンバーワン」指向型から、地域の持つ価値を見出し、その価値を発展させながら他の地

域との差別化を進める「オンラインワン」指向型のまちづくりへの転換が不可欠となり、地域内での人と人とのネットワークの役割と機能が、十分発揮できる社会システムとして、「互恵・共生社会」の具現化は、重要な課題と位置づけております。

「互恵・共生社会」の実現には、インフラ整備も必要となりますが、これまでのように新たな施設を建設するといった発想ではなく、既存施設を利活用するサステナブルな視点を持ち、ネットワーク型社会を構築する地域情報システムの基盤整備や、市民と行政による協働型地域づくりシステムの構築など、ハード面からソフト面への転換は重要と考えております。

地域情報システムの基盤整備
平成十一～十三年度の三カ年にわたり、情報通信基盤の整備を行い、市内の公共施設などを、光ファイバー専用線によるインターネット網に接続し、市民への各種行政情報サービスの提供を実現しました。

中でも、都留市文化会館内に整備した「情報未来館」は、本市の地域情報化の拠点施設として、平成十二年八月のオープン以来、多くの市民にご利用いただいております。

この「情報未来館」は、マルチメディア児童館としての機能を有する施設であり、次代を担う子どもたちが、想像力と研究心を育むと共に、その運営をボランティアで行うことにより注目を集めています。また、平成十三年度には、総務省の補助事業を受け、

1

市立図書館をリニューアルし、市民と図書館間の双方向、さらには、都留文科大図書館と一体となった市民活動型の図書館運営を行っています。

協働型地域づくりシステムの構築

家庭・地域・行政の役割を見直すと共に、活力があり、安心して暮らせる地域づくりを推進していくため、男女共同参画社会の実現や、ボランティア、NPOなどの市民活動の活性化は、不可欠となります。

本市では、平成十二年三月に、男女間のパートナーシップを形成するため、全国に先駆けて、「都留市男女共同参画基本条例」を

制定し、また、本年四月、市民と行政と事業者とのパートナーシップの構築を目指した、協働のまちづくりを推進するため、「都留市市民活動推進条例」が、市民の手で進められ、施行されました。これらは、協働型地域づくりシステムの構築に向け、大きな牽引力となるものであります。



東柱地域協働のまちづくりによる健康ウォーキング

協働型

地域づくりのツール

協働型地域づくりシステムの構築を推進する本市にとって不可欠と考えているものが二つあります。

まずは、地域における男女共同参画社会の実現です。女性のライフスタイルの変化などから、女性の社会参加は職場をはじめ、

さまざまな分野で急速に進んでおり、現在、ボランティア活動や教育文化活動などの地域における活動では女性が中心的な担い手となっています。しかし、一方では、家事や育児、介護などの負担が女性の社会参加への大きな障害となっており、特に「男は仕

②

事、女は家庭」という考え方に代表される男女の固定的な性別役割分担意識は根強く残され、女性の能力の発揮を妨げ、女性の生き方の選択肢を狭めていまます。このため、固定的な役割分担意識を見直していくことが課題となっています。このような状況から、本市では、平成十二年三月に全国に先駆けて、男女間のパートナーシップを形成するため「都留市男女共同参画基本条例」を制定しました。また、昨年度より、女性のエンパワーメントの向上を目指して、女性塾も開催しておりありますが、今後、女性の起業家支援を目指して、女性の社会参加の促進に向けた取り組みを積極的に行っていきます。

もう一つは、ボランティア、NPOなどの市民活動の活性化であります。それぞれの問題意識

市民の手づくりによる条例制定

本市の市民活動の状況について、社会福祉協議会に登録しているボランティア数は個人ボランティアが176人、団体が67団体であります。また、活動分野において

に応じて活動テーマ、活動内容を決定して活動するボランティア、NPOにはさまざまなものがあり、地域によって活動状況も異なっています。なかでも、地域に根ざし、住民の多様なニーズにきめこまかく、しかも迅速に対応するボランティア、NPOなどは地域活動を支える主体の一つとして幅広く役割を担っているものと考えています。本年四月、市民と行政と事業者とのパートナーシップの構築を目指した、協働のまちづくりを推進するため「都留市市民活動推進条例」が市民の手で進められ、施行されました。

③

は福祉施設が22団体であることをはじめ、福祉行事、環境・自然保護などの幅広い分野で活動が行われています。しかし、このような市民活動は、

自発性に基づくため実態の把握が難しく、市民間の情報流通が乏しいのが現実であり、お互いの活動を知り、情報を交換し、市民活動団体同士の協働が生まれるようなネットワークづくりや各々の活動に関する情報の共有化が求められております。また、活動を行っている市民活動の支援と並行して、市民活動を始めたいと考える市民の「はじめの一步」を後押しすることや、市民活動に参加する自発的市民の輪を広げることの重要性、また、市民相互のネットワークづくりと同時に、市民相互の意見を集約し、行政と市民との間を媒介する中間組織の必要性も論じられました。

その実現に向けて、平成十三年十二月に、市民団体を中心に「まちづくり市民活動支援センター設立準備会」が発足され、市民活動団体相互のネットワークづくりの必要性や支援のあり方などについて協議が重ねられました。同会は、市民団体同士が情報交換を行える体制づくりや、市民活動を把握し市民活動を始める市民へのアドバイス等を行う体制づくりの必要性から市民活動支援センターの設置を含めた提言書を取りまとめ、平成十四年十一月に提言書が市へ提出されました。

これを受け、本年一月に市民活動推進のための条例や市民活動支援センターのあり方を市民が主体となり協議するための「都留市まちづくり市民活動推進懇話会」を設置し、直ちに市民活動推進のための条例案づくりが行われま

した。このような経緯を踏まえ、自己決定・自己責任の原則に基づき、自分の足で立つ地域づくりを目指し、ボランティアやNPOなどの市民活動の促進を図るとともに、市民との連携・協力を強化し、共に考え、共に行動し、共に創る協働のまちづくりを推進するため、同年四月に市民の手づくりによる「都留市市民活動推進条例」が施行されました。

市民活動の推進を目的とした条例は、県内では初めてであり、市民にできるだけ基本理念をわかりやすくするために前文などを設け、市民主体のまちづくりが求められる時代の中で、市民活動が活性化していくための環境整備の重要性を訴えているものです。「市民活動推進条例」の施行を受け、今後、協働のまちづくりを含めた市民活動の推進をどのように展開していくのが課題とされております。

その推進策として、同条例の中

に市民活動推進のための具体的な対策として市民活動支援センターを設置することを盛り込み、市民活動の拠点となる、まちづくり市民活動支援センター」を設置しました。

主に事業としては、市民活動団体協働のまちづくり推進会・ボランティア団体・NPO法人などと連携を取りながら、市民活動が発に行われる環境づくりや市民活動団体に対して、その自立化を支援するために市民活動に関する情

ITを活用した 新たな地域づくり システム

同センターでは、ボランティアやNPOなど市民活動支援のため、ITを活用し、情報を媒体とした市民の人的ネットワークづくりや、「ミニミニビジネスの振興など、新たな雇用の創出による地域「ミニミニ」の活性化を目指しており、この度、総務省の事業である「e まちづくり交付金」に支援センターのシステムである、ハートフルネット都留システム」構築事業が全国100ヶ所の一つとして採択され、現在、同センターを拠点とし、ITで広がる市民活動の輪

報の収集・提供及び相談、市民活動推進のための施設及び設備の提供、市民活動推進のための啓発活動・調査・研究及び政策提言などを行いながら支援していき、また、市民活動を推進するのに必要な調査や同センターの運営について審議する市民活動推進委員会を設置し、学識経験者・市民活動団体関係者などで構成する委員をもって積極的に事業を展開することといたしました。

を確立するためのシステム構築を進めております。

本事業で構築するシステムは、二つの機能からなり、市民の日常生活で発生する様々な隠れたニーズを掘り起こし、それをインターネットで公開し、サービス提供可能なNPO団体、業者などのサービス提供者とニーズとのマッチングサービスを行うための地域ビジネスマッチングシステムです。支援可能な個人や団体などを登録することにより、支援の依頼と提供の調整が可能となり、報酬などの条

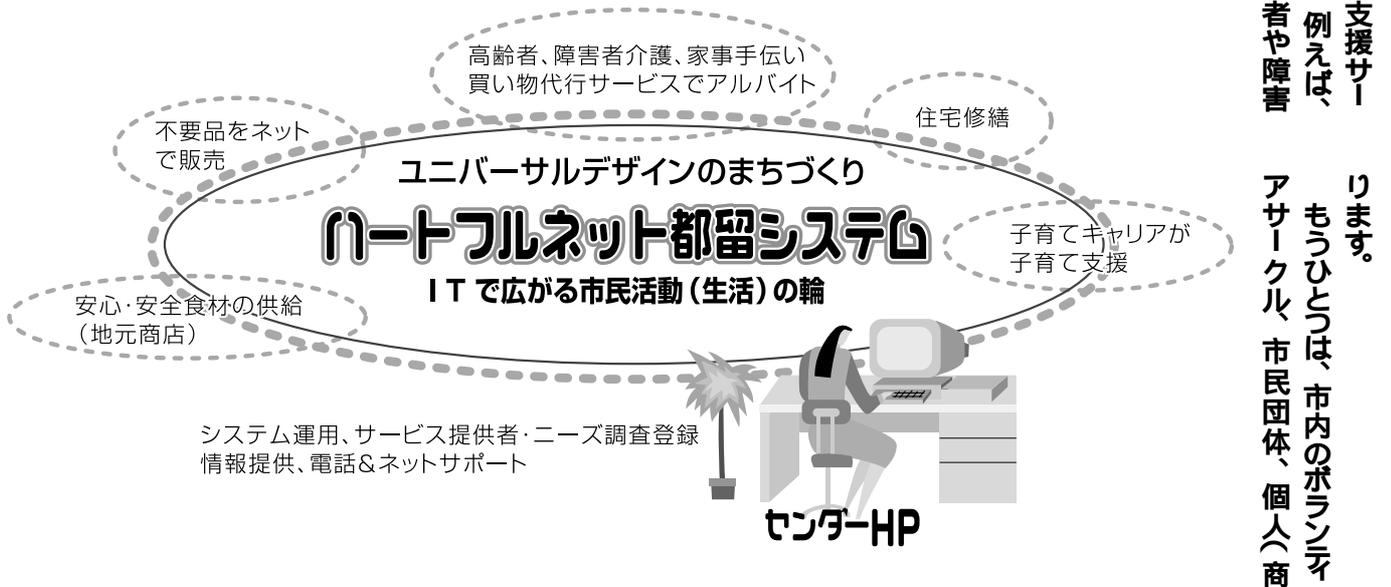


件を定めることにより、支援サービス事業が成立します。例えば、子ども一時預かり、高齢者や障害者に対する介護・家事手伝い・買い物代行などの支援の依頼や提供、住宅修繕の相談や実施、安心・安全食材の供給、家庭内の不要品などのネット販売などが可能となります。

これらは、地域内でのコミュニケーションの起業化支援にもつながるものと思われま

すし、特に、女性の社会参加に大いに寄与するものとして期待してお

ハートフルネット都留システムイメージ図



ります。もうひとつは、市内のボランティアサークル、市民団体、個人(商

店・企業などセンターに登録された者が自由にインターネットで情報を受発信できるインターネットグループウェアシステムです。小さなグループやサークルの二つ一つが有機的に連鎖していくことにより新しいコミュニケーションが生まれ、新しい人と人との出会いが、コミュニティをより豊かな生活の場へと変えていきます。インターネットを利用した市民による地域づくりネットワーク、市民と市民の新たな

終わりに

5

社会情勢の様々な変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさへと人々の意識は推移し、新たな課題に対応する社会システムが急がれています。このような状況を踏まえ、自分では何ができるのかを考え、自己の責任の基に行動する、市民が主体となつたまちづくりが求められ、そのためには、一人ひとりの市民、ボランティア、NPO、その他の様々な市民活動を行うものや関係機関、事業者、行政などが、それぞれに理解し、尊重し合い、対等の立場で連携・協力することにより何倍もの力が発揮できるのです。

以上のことから、ここに、今後

なコミュニケーションの場づくりが形成されます。これらの運営にあたり、ITを利用できない高齢者などの市民に対して、支援センターに登録されているNPO、ボランティアなどによる支援体制を整備すると共に、高齢者や障害者がこれらのシステムを活用し、社会参加が可能となるよう検討しております。

期待される市民活動の自主性及び自発性を促し、その分野の環境を整備することにより、市民、市民活動を行うもの、事業者及び本市が一体となり、共に考え、共に行動し、共に創る協働のまちづくりを目指し、市民活動の活性化を図っていきたく考えております。

本市では、目指すべき社会像の一つとして「互恵・共生社会」を位置づけ、その具現化に取り組んでおりますが、協働のまちづくりの推進に向けて、まちづくり市民活動支援センターの設置、「eまちづくり交付金」は、今後大きな役割を担うものと考えております。

「環境基本計画の策定にあたって」

策定経緯と今後の
推進体制について

Takahisa Iiyama

板山高久

甲府市環境対策課

特集

2

背景と目的

①

昭和30年代から40年代の日本は高度経済成長に伴い悲惨な産業公害や自然環境の破壊を経験しました。昭和50年代にはいると、都市化の進展や生活様式の変化とともに、生活排水が原因による水質汚濁や自動車排気ガスによる大気汚染など、都市・生活型公害が顕在化してきました。また、昭和60年代には、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、いわゆる「地球環境問題」が新たな問題として浮かび上がってきました。最近ではダイオキシン、環境ホルモンなど、有害科学物質による健康被害の懸念が高まっています。

このような背景において、平成4年にはブラジルで「地球サミット」、平成9年には「第3回気候温暖化防止会議」が京都市で開催され、二酸化炭素排出量の削減目標が設定されるなど、地

球環境問題に対する国際的な取り組みが本格的に始動してきました。

わが国においても、環境政策の新しい理念や政策の枠組みを確立する必要があるとの判断のもと、平成5年に「環境基本法」が制定され、それを受けて平成6年にわが国初の総合的環境計画として国の「環境基本計画」が制定されました。その中で、地方公共団体に期待される役割として、「地域の環境保全に関する基本的な計画の策定」が掲げられています。

甲府市においては、秩父多摩甲斐国立公園に代表される水と緑の自然環境に加えて、武田信玄公の時代に築き上げられた甲府城の城下町として栄えてきた歴史のあるまちでありながらも、自動車排気ガス等による大気汚染、工場周辺における土

壤・地下水汚染、山林開発による生態系への影響、廃棄物の増大など、市民生活に密着した問題が顕在化してきています。今日の環境問題は、従来の産業公害のように被害者と加害者が明確に区分できず、日常の生活や通常の企業活動が環境汚染の原因となっていることが多く、全ての人が加害者であり、全ての人が被害者であるという構図となっています。そのため、環境

計画の位置づけ

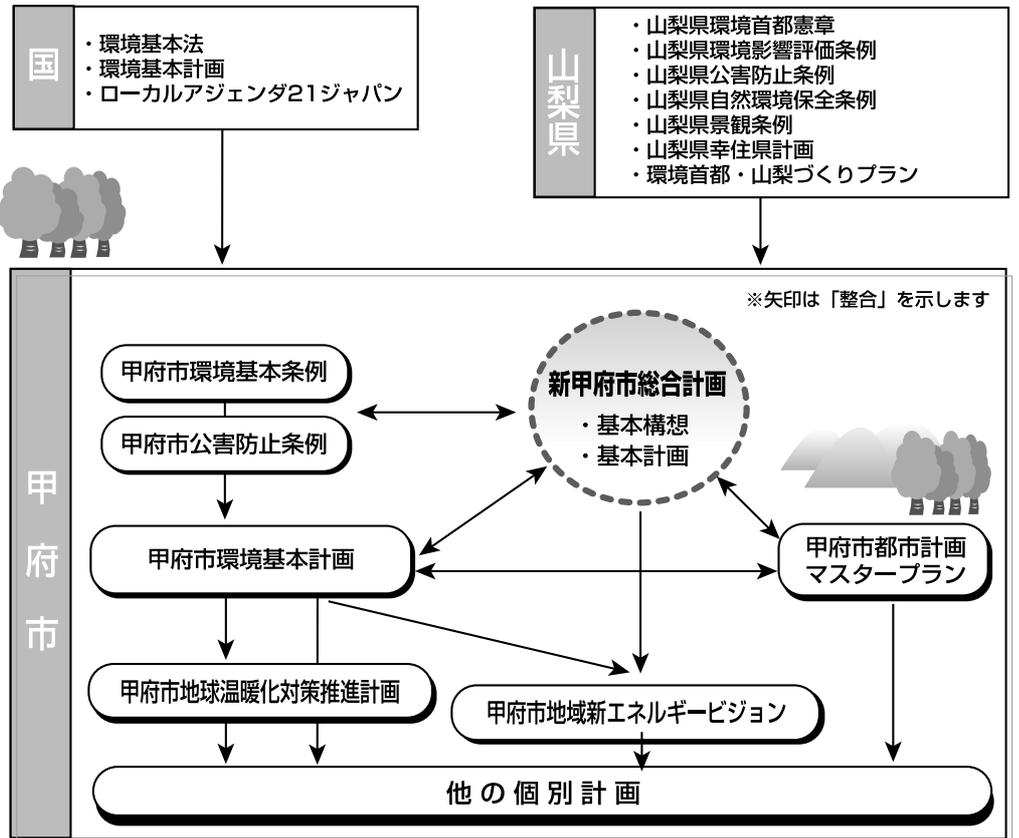
甲府市における環境施策は、市民生活における環境問題に対応しながら展開してきています。まず、目覚ましい経済発展をとげた昭和40年代は、同時に大気汚染、水質汚染などの環境問題を引き起こすこととなりました。このため甲府市では、昭和47年「甲府市公害防止条例」を制定し、これに対応してきました。その後、環境問題は、廃棄物処理やダイオキシン、環境ホルモンといった化学物質による汚染問題、酸性雨やオゾン層の破壊、地球温暖化などの地球規模による環境問題など実に広範囲にわ

問題の解決には、生活様式そのものを変えていくことや、従来の企業活動の仕組みを変えていく必要があります。また人々の意識改革も求められています。このような状況のもと、本市においては平成13年度から、これらの環境問題に対する施策を展開していくうえで最も基本となる計画を策定することとなりました。

②

たり、しかも複雑多岐にわたるようになったため、平成13年3月「甲府市環境基本条例」を制定し、いわゆる公害以外の環境問題にも対応できるよう施策の展開を図ってきました。また緊急課題とされていた、地球温暖化問題については、甲府市地球温暖化対策推進計画」を平成13年3月に策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。エネルギー問題については平成14年3月「甲府市地域新エネルギービジョン」を策定し、省エネルギー、新エネルギーの導入推進を積極的に図っています。

甲府市環境基本計画と他の計画との関係



そして平成15年3月、基本条例に定められた環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、甲府市環境基本計画」を策定しました。この計画は甲府市が環境行

政を展開していく上で最も基本となる計画であり、地球温暖化計画と新エネルギービジョンは、本計画中の個別計画に位置するものになります。

策定過程における

市民参加

本計画を策定するにあたり、平成13年度に、有識者や各種団体代表者、公募による市民委員から構成される環境審議会と、各地区の代表者からなる市民ワークショップを設置し、2年間にわたって審議を重ねてきました。また、各地区において説明会を開催することによって、より多くの市民意見の反映に努めました。

策定過程において市民参加が果たす役割として、問題提起、情報提供、政策提案、行政監視などが挙げられます。また、市民の環境権の実現を図るのが環境行政の使命ですから、最終決定責任は行政にあるとしても、策定に際して、市民意見を踏まえるというのは当然のこととなります。しかし、市民意見といっても賛成から反対まで極めて多様であり、それを全て反映させるのは不可能です。行政の役割としてそうした多様な意見を調整して、一定の方向にまとめいくことが重要になります。

3

また、基本計画に基づいた行政指導に権威を持たせ、行政手続条例の運用においてもそれなりの敬意を払われるようなものにするためには、その根拠となつていく計画が行政のみで作られたものではなく、民主的過程を経て策定されたことがポイントになってきます。市民の議論と調整を重ねた結果としての計画ならば、対世的にもかなり強い事実上の拘束的効果が生じるとともに、正当性も生まれてきます。



基本計画の概要

4

(1) 計画期間

目指すべき環境像や総合的目標を達成するための本計画の実行期間は、2003年度(平成15年度)～2012年度(平成24年度)の10年間とします。この期間を、具体的目標を達成するための実行期間として、第1期間(平成15～17年度)、第2期間(平成18年度～20年度)、第3期間(平成21年度～24年度)の3期間に区分しています。この期間中は必要に応じて随時、あるいは最低3年に1回は計画の見直しを実施します。

(2) 対象地域

本計画の施策を実施する対象地域は、基本的に甲府市全域としますが、市町村合併等を視野に入れ、周辺地域との広域的連携を図っていきます。

(3) 対象分野

本計画の施策を実施する対象分野は、環境問題を総合的にとらえるという観点から、次の19分野としました。

【環境負荷】

水質汚濁防止、廃棄物対策、大気汚染・悪臭防止、土壌・地下水汚染防止、化学物質管理の徹底、騒音・振動防止、地盤沈下防止、光害防止

【自然環境】

水環境保全、緑地保全、生物保護

【快適環境】

景観保全、福祉、歴史・文化保全、防災

【地球環境】

地球温暖化防止、エネルギー節減、オゾン層破壊防止、酸性雨防止

(4) 重点施策

本計画では、甲府市における環境問題のうち状態の深刻さや事象の不可逆性という観点から、次の11項目を重点的に取り組む施策としました。

山林部や市街化調整区域等の緑地地域の保全

計画の推進に向けて

5

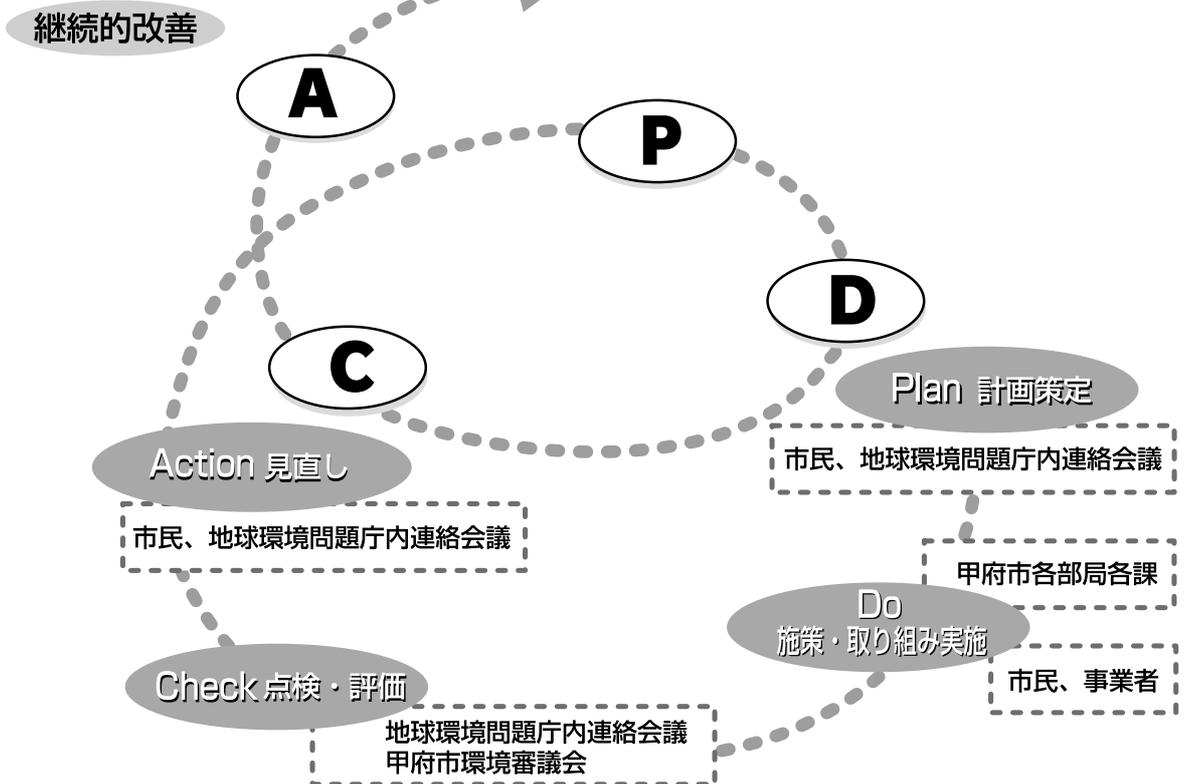
野生生物とその生息環境保護
健全な水循環の確保、水辺の保全
山林部や河川敷における不法投棄の防止
ごみの発生抑制、リサイクルシステムの構築
自動車排ガスの抑制、クリーン化

農用地や工場敷地における土壌・地下水汚染の把握および対策
化学物質管理の徹底
電磁波のリスク対策
温室効果ガスの発生抑制
環境教育の推進

本計画で示された施策や環境行動が実践され、甲府市の環境保全と創造に継続的に寄与していくためには、施策実現の程度や環境行動の実践状況などについて、その進捗を確認していくシステムが必要不可欠であると考えます。そこで、環境マネジメントシステムという手法を使って進捗管理することにより、従来のように部分的であった環境への取り組みを全体的なものへと拡大するとともに、本計画で掲げた各施策に対する達成状況を毎年、環境審議会において報告・把握・検討を行い、常に継続的な改善を行っていきます。

「数値目標」と「環境行動実践目標」の2つの目標を設定していきます。「数値目標」は、甲府市の目指すべき環境像を、客観的な指標を用いて表したものです。目標を表す指標には、甲府市全体として計画の進捗状況を把握するために数値化できるものを選んでいきます。「環境行動実践目標」は、数値目標の達成に向けて、日常生活の行動の中で一つ一つ実践していくことのできるものを目指としています。行動する人にとってわかりやすく、また、実践の程度が把握できるものを対象としています。

環境基本計画における環境マネジメントシステムの



電子自治体に向けての法制

「紙」から「電子」への
行政手続の改革

Akira Furuya

古屋 明

市町村課

特集

3

はじめに

①

昨年一二月、いわゆる「行政

手続オンライン化関係三法」が成立した。三法とは、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成一四年法律第一五一号）」、「行政手続オンライン化法」）、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一四年法律第一五二号）」、「行政手続オンライン化整備法」）及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号）」、「公的個人認証法」を言い、IT社会における行政手続の電子化に向けての法制の一端が整備された。

また、本年五月二三日には、IT社会の進展の中で配慮していかねばならない個人情報の保護を進めていくため「個人情報

保護関連五法」が成立した。

「これらは、いずれもIT社会に向けての社会制度や電子政府・自治体に向けての行政制度の整備であり、地方公共団体としてもこれらの国の法制と同様に、新しい制度にふさわしい法制を整備していかなければならない。この法制は、有史以来「紙」や「対面」で行われてきた行政手続を、「電子」上においても「紙」と同等に行えるように行政手続を定めるものであり、単に、これまでの「紙」や「対面」で行われてきた行政手続を電子化するといふものではない。電子化に応じたより効率的・効果的な組織や執行体制を含む業務改革を行っていくこととなる。

行政手続

オンライン化法について

②

行政手続オンライン化法は、申請、届出等をはじめとする法令に基づく行政手続等について、書面による手続に加えオンラインによる手続も同等に行えるよう、必要な法整備を行ったものである。

この法律は、個別法令による様々な手続のオンライン化にあたり必要とされる事項について、個別法令を改正することなく通則的にこの法律を適用することによりオンライン化を可能とした。

なお、この法律は、本年二月三日に施行され、各地方公共団体は、行政手続のオンライン化に本格的に取り組んでいかなければならないこととなった。

「オンライン利用法の概要」
対象となる行政手続等

(法第二条第一号等)

この法律の対象となる行政手続等は、法律及び法律に基づく命令(政令及び府省令)に基づく行政手続等であり、地方公共団体の条例及び規則に基づく行政

手続等は対象とならない。従って、条例及び規則に基づく行政手続等をオンライン化していく場合、各地方公共団体はオンライン化を可能とする法制を別途整備していくこととなる。

なお、この場合、この法律と同様全ての条例及び規則に基づく行政手続等を対象とする通則条例を制定するのか、個々の条例規則におけるオンライン化の支障となる規定を個々に改正していくのかという二つの方法が考えられる。市町村の場合、条例及び規則に基づく行政手続等は、あまり多くなく後者の方法が多く採られるものと考えられる。

対象となる行政機関等

(法第二条第二号等)

国の機関の外、議会を除く地方公共団体が対象とされ、また、法律により直接に設立された法人として共済組合等も対象とされている。

申請等のオンライン化可能規定

(法第三条第一項)

個々の法令で、書面により」と

か文書を」という形で規定されている申請等は有体物である紙によるものでなければ有効な手続とならないとされている。しかし、この法律により、個々の法令の規定による「書面」とか「文書」によらなくとも、主務省令で定める電子情報処理組織を利用することでオンライン化を可能とした。

注意しなければならぬのは、本条が適用されるのは、「法令の規定により書面等により行うこと」とされている行政手続であり、法令で申請等行政手続の方法が何ら規定されていないものは、この法律の適用がない。つまり、現状でも方法の定めはなく、オンライン化が可能なためである。

書面等みなし規定

(法第三条第二項)

第一項の規定による主務省令で定める電子情報処理組織を利用して行われたものを、法令等による書面等により行ったものと見なすこととなる。

到達時期規定(第三条第三項)

文書が相手に到達しなければ、行政処分は有効に成立したものとされないが、例えば、納税通知書が納税者に到達しなければ市町村と住民との間で税債権は

成立しない。電子上においては、現状、どのような状況をもって相手方に到達したか明確な規定や慣習的な合意がなされていない状況にあり、これを法的に明確にする必要があった。

そのため、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなすと規定し、オンライン処理上発生する疑義を整理した。

なお、これまでの紙等による場合においては、判例上「文書などが相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方がその内容を領地しうる状態におかれれば足りる」とされ、相手方が現実に内容を読み知することまで必要とされていなかった。つまり、郵便等により相手方の郵便受けなど支配領域に入れば到達したとされていた。

署名等代替可能規定

(第三条第四項)

オンライン上、紙の上にする署名や押印は不可能であり、この代替として、主務省令で定めるものをもって「代替させること」とした。具体的には、後ほど述べる公的個人認証制度などの活用が予定されている。

処分通知等のオンライン化可能規定等 (第四、六条)

考え方は申請等と同じであるが、行政からの処分通知・閲覧・縦覧等、また、台帳などの内部における書類等の作成についても主務省令の定めるところにより電子上で行えることとなつた。

地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等

(第九条)

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、手続に係る情報システムの整備や条例及び規則に基づく手続についてオンライン化を可能とする措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

書面等と規定した条例規則に基づく事務などについて、市町村でオンライン化等を行う場合、関係例規の整備を行う必要がある。

申請等のオンライン化可能
規定の整備

書面等みなし規定の整備
到達時期規定の整備(規定
するかどうかを含めて)

署名等代替可能規定の整備
処分通知等のオンライン化
可能規定等の整備

電磁的記録による縦覧等の
整備
要綱や予算措置等を根拠と

して行っている事務については、条例で規定することはできない。このような要綱を条例に引用することは法制上できないから、個々にその要綱で対応することとなると思われる。

オンライン化等の状況の公表

(第二条)

国等は、毎年度一回、インターネットの利用その他の方法により状況をオンライン化等に公表することとされ、地方公共団体はインターネットの利用その他の方法により自団体のオンライン化等の状況を公表(地方公共団体には、毎年度一回という規定はないが、年度ごとに行うことが望まれる。なお、縦覧や作成等は義務規定とはなっていない。)しなければならない。

なお、公表方法は、国の各府省のアクションプランに相当するものと考えられる。

また、行政手続オンライン化法と同時に関係法律を整備するための「行政手続オンライン化整備法」が制定され、電子上の契約書の代替など地方自治法等の改正がなされた。

公的個人

認証法について

情報通信の技術を利用して電子上の申請や商取引を行うにあ

たっては、成りすまし、改ざん、送信否認などの電子上の特有のトラブルが発生することが想定される。これらのトラブルを防ぎ、電子上の文書の信頼性を確保するためには、「紙」による文書の信頼性を確保する方法である印鑑と印鑑証明と同様な効果を与える電子上の仕組みが必要となる。この仕組みを、「認証サービス」という。既に、電子署名及び認証業務に関する法律による民間認証機関によるものと法人を対象とするものとして商業登記に基礎を置くものが運用されているが、個人についても同様なサービスが必要とされている。そのため、個人を対象とする「認証サービス」を制度化する必要からこの法律が制定された。また、個人が利用するにつき、全国どこに住んでいても、また、安い費用で行える必要があり、公的な制度として都道府県と市町村が連携して運用していくこととなった。

「公的個人認証法の概要」

電子署名について(第二条)

電子署名とは、

・当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの

・当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの

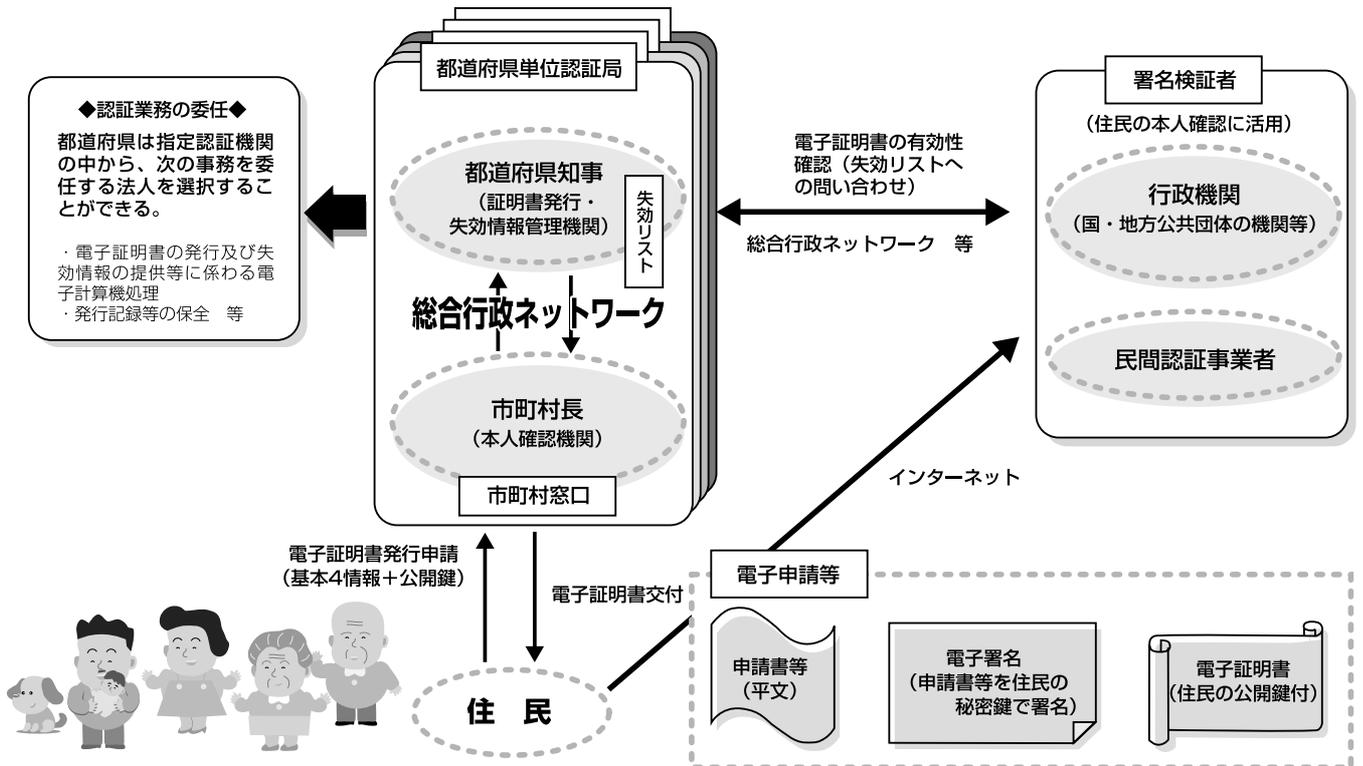
(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項)

また、その効果として、「本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」とされ、電子情報の真正性を担保するものである。

都道府県と市町村の役割

この制度は、都道府県を証明書発行・失効情報管理機関とし、市町村を本人確認機関として、電子証明書の発行管理を行うもので、住民は市町村長に発行申請を行い、市町村長はこの申請を総合行政ネットワーク(L G W A N)の回線を利用して都道府県知事に通知する。また電子証明書の発行においては、都道府県知事はL G W A Nの回線

地方公共団体による公的個人認証サービス制度の概要



を利用して市町村長に通知し、市町村長は住民に電子証明書を交付することとしている。

なお、都道府県においては、これらの事務を効率的・効果的に行うため、共同して電子計算機処理を行う「指定認証機関」に委任することを予定している。

電子証明書の有効期間 (第五条)
三年 (住基カード 一〇年)
今後のスケジュール
この法律の施行期日は、公布の日(平成一四年二月三日)から起算して二年以内とされているが、国は来年二月の所得税確定申告から利用することを予定しており、本年九月一〇月にかけて国の事業として全国実用試験を行い、本年中に施行させ本格稼働を行うこととしている。

今後、市町村が執らなければならぬ措置
L G W A Nへの加入
現状、本県における加入は甲府市のみであり、少なくとも一月の本格稼働までに加入している必要がある。

機器の調達整備
必要な機器としては、鍵ペ
ア生成装置 受付端末 I Cカ
ードリーダーライタ 専用プリン
タが必要とされ、全国実用試験
が行われる九月までには、調達が完了しておく必要がある。な
お、(財)自治情報センターより
これらの機器を四点セットで調
達した場合に限り、一団体につ
き六三〇、〇〇〇円の助成が予
定されている。

窓口の整備
これらの機器を設置する窓口
スペースの確保や整備が必要と
なる。

個人情報保護条例の
制定・改正について

今回成立した関連五法の内、特に地方公共団体と関連があるのは、基本法として社会全般に網を掛けた「個人情報保護法」に関する法律(平成一五年法律第

五七号)、「個人情報保護法」と国の機関における個人情報の保護を規定した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成一五年法律第五八号)」

〔行政機関個人情報保護法〕と
である。

現在、県内において県及び四
一市町村（制定率七〇・七％
平成一五年四月一日現在）が個
人情報保護条例を制定している
が、未制定の市町村及び法律と
の整合性から改正が必要な市町
村にあつては、行政機関個人情
報保護法に対応する自身を対象
とした条例の制定・改正を至急
行う必要がある。

まず、今回の個人情報保護法
制が電子記録のみならず、行政
記録一般に適用されるものであ
ることから、電子計算機処理に
関わる個人情報の保護のみを規
律している団体においては、行
政文書一般に及ぶ条例としてい
くことが必要となる。

次に、国の個人情報保護法制
とこれまで地方自治体が制定し
てきた個人情報保護条例との整
合性が問題となる。市町村の個
人情報保護条例の中には、民間
事業者等に対する個人情報の保
護を規定しているものが見受け
られるが、民間事業者や住民の
責務規定を置く訓示規定的なも
のと、登録を義務づける規定や
勧告・公表という一種の制裁を
定める実行規定を持つ条例とが
ある。これらの規定と法との整

合性を法が施行されるまでに整
理し、必要な改正を行っておく
必要がある。

また、行政機関個人情報保護
法では、これまで職員による違
法な個人情報の取り扱いについ
て公務部内の懲戒などにより制
度を担保してきたが、新たに職
員等に対する罰則規定を整備し
た。市町村の個人情報保護条例
には、職員の義務違反に対する
刑罰の規定を置くものはなく、
法同様、個人情報の保護を運用
面から担保するため、職員の義
務違反に対する刑罰の必要性に
ついて検討し、制度化する必要
がある。

さらに、このほか新法制では、
行政機関に対する個人情報の利
用停止の制度化、苦情処理など、
個々の市町村の個人情報保護条
例とは異なる仕組みも見受けら
れ、各市町村はそれぞれの市町
村の個人情報保護条例について
必要な見直しを行う必要があ
る。



終わりに

この4月、県内では、「山梨県
市町村総合事務組合」が発足し、
県内58の全市町村と県が共同し
て申請・手続のオンライン化な
ど電子自治体の構築に向けての
スタートをきった。この共同化
は電子自治体に対応した組織・
執行体制の改革の第一弾にあた
る。これまで、個々の自治体が
自己の組織内で対応していた電
子計算処理を共同処理し、財政
負担や要員負担を軽減すると
もに、標準化による住民のIT
利用の拡大を図ろうとするもの
である。今後も、様々な場面で
共同化が必要とされる。事務を
執行処理するにあたり、全て自
己の組織内で完結させなければ
というこれまでの発想を転換
し、共同化を含めどのようにし
たら最も効率的・効果的にその
事務が執行処理できるのかを考
え、一部事務組合による共同処
理はもとより、事務の委託や協
議会の設置などその場面に応じ
た共同化を視野に様々な事務事
業の工夫を図っていく必要があ
る。また、当然のこととしてIT
化や共同化により、各自治体
内の既存の組織や執行体制も変
化せざるを得ない。各市町村に
は、この変化の波を的確に捉え、
これまで当たり前と思われてき
た事務処理方法、事務処理体制
について、新たな視点から十分
検討し、時代に最も合った方法
や体制の確立に心がけていた
きたいと思ふ。

5



自治体法務における町村会の取組み

「町村法務事務支援
事業」について

Toshikazu Tojo

東條寿和

山梨県町村会総務課

特集

4

分権時代の

自治体法務

地方分権の時代を迎え、自治体は自己決定・自己責任のもと、住民ニーズを的確に捉えた個性ある地域づくりを推進するための様々な政策を策定し、実施していくことが求められています。これら政策の実現のためには、自治体職員の政策形成能力や法務能力の向上が必要不可欠です。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「分権一括法」という。）施行前は、国が決定し地方が実施するという上下主従の関係のもと、国の機関が定める法令等の規定によるマニュアルどおりに地方自治体は各種施策を実施していました。例えば、法令が改正されれば、国から県を通じマニュアルが配られ、それをもとに改正作業等を行っていました。つ

まり地方は、国の考えたとおりに政策を実施していくことを求められ、結果として全国一律の政策が実施されていたわけです。

これが分権一括法施行後は、これまでの国が決定し地方が実施するという関係ではなく、国・県・市町村は対等・協力の関係となりました。これは、まず機関委任事務が廃止され全て自治体の事務になったこと、自治体に対するこれまでのような国の関与が一定のルール化されたこと、さらに国の専属的事項だった法律の解釈権が自治体にも与えられたことです。

全てが自治体の事務となったことにより、国の指示どおりに実施していた事務はなくなり、法令に違反しない限りにおいて全ての事務について、条例を制

①

定しうることとされ、地域住民のニーズを的確に反映した施策等を自らの判断で実施できるようになりました。

自治体が自己決定・自己責任のもと、法令に違反せずには条例等を制定し、地域の特色ある政策を実施していくということ、法令の解釈から条例等の制定・改正の立案までの全てを自治体独自で判断し、実施していかなければならないということ

町村法務室の事業



です。また、条例制定権の拡大により自治体が自らの判断と責任において政策を立案し実施する領域が広がった分、自治体の政策形成能力、法務能力等により自治体間の格差が顕著に現れてまいります。

これから益々増大する住民ニーズを的確に捉えた政策実現のためにも、自治体職員の法務に関する知識や能力が非常に重要になってきているといえます。

地方分権の流れは、本県町村においても例外なく、独自の自治立法、法解釈、訴訟対応等が増大することとなり、これに対応するための体制整備が求められます。しかし、これらの法務対応には専門性が求められ、小規模町村においては法務専任の職員を配置することが難しく、直ちに各町村が単独で対応していくことは困難な状況でした。そこで、本会において平成13年度から町村の法務事務を支援するため、町村法務室を設置しました。

町村法務室は、後掲の町村法務事務支援体制の概念図のとおり組織体制の整備を行い、情報提供事業、法制助言事業、人材育成事業の3つを柱に事業を実施しています。

1 事業の内容

(1) 情報提供事業

既存例規への対応(国・県の法令等の制定、改正及び廃止に伴う町村例規への影響情報の提供)

準則の廃止により、国・県からの情報がほとんど提供されなくなった現在、一番重要となるのが、法律改正等による町村例規への影響情報の迅速な入手です。本会では、これに対応するため、担当職員が官報等により

独自に入手するとともに、民間専門会社との情報交換により入手しているところです。これらの情報の各町村への提供方法としては、民間会社が発行する月刊紙「主要法令トピックス」を配布するとともに、不定期ながら法務室職員がかわら版風に仕立てた「町村法制担当者のためのちよつとした耳寄り情報」を編集し、提供することにより行っています。トピックスについては、周知のとおり法令改正に伴う例規整備情報がいち早く掲載され、全国の自治体の多くで利用されており、法令の動きや全国自治体の先進事例等の情報収集に大変有効なものです。また、「ちよつとした耳寄り情報」は、法務室職員がトピックスに関連した例規整備情報や、法令解釈等法制担当者の参考に供せる内容をA4版数枚にまとめ、ほぼ毎月発行しています。既に、今年5月現在で25号を発行しており、予想以上の問い合わせ等があり、今後も法制担当者にとって少しでも参考となるような情報収集と提供に努めていきたいと考えています。

例規改正例の提供(国・県の法令等の制定及び改正及び廃止に伴う町村例規改正例の提供)

法令等の改正に伴い、町村例規に改正等の必要が生じた場合に、改正例や新旧対照表等の情報を町村へ提供しています(一部、国から県を通じて提供される例を除く。)(分権一括法施行前は、国から準則というかたちで、町村の条例・規則等の例が出されていましたが、法施行後は、地域の特色、自主・自立性がなくなるといって、準則は廃止され、限られた一部の分野のものが例として出されるだけとなりました。この部分を支援するため、町村法務室において例規例を作成しています。

これまでに提供したものの一例として、公共物管理条例及び施行規則、小学校及び中学校における出席停止に関する規則があります。これらは、全く新たに制定するもので、多分に政策的要素(県内町村の状況や取扱方法等)を必要としたため、後述する町村法務研究会において対応したものです。

市町村例規の参考例「山梨県市町村条例・規則参考例集」(CD-ROM版)の編集・発行

県が従来発行していた「山梨県市町村例規準則集」を基に、

平成13年度の1年間の編集作業を経て、分権対応版に改訂し、また、全国自治体の先進的な条例等を収録した「山梨県市町村条例・規則参考例集」(CD-ROM版)を県市長会とともに発行しています。これには、市町村に必要な例規はほぼ収められており、また、今後新しい政策を行うていくうえで参考となる全国自治体の政策条例等も数多く収録しています。また、この

参考例集は、基本的に年2回改正を行い、改正箇所を分かり易くしたかたちで改正版を発行しています。さらに、で説明した町村例規の改正例は、この参考例集の内容を基に作成しています。

町村が新たに制定する例規への対応

町村が政策目標実現のため、新たな条例等を制定しようとする場合、他の自治体における先行事例や、参考となる情報を収集し提供しています。新たな条例等の制定においても、多くの場合に参考となる条例等が存在するもので、その情報を収集することは必要不可欠であり、それをたたき台とし、町村の政策目的実現のための独自条例等を制定していくことが、いちばん

合理的な方法だと思われれます。参考例規と全く同じでは独自政策がどこに存在するののかということにもなりますが、条例の構成や内容等非常に参考となるものと思います。

その他法制事務に関する情報への対応

法制事務上の参考図書やインターネットの情報サイト等の紹介もしています。

(2) 法制執務相談事業

個々の町村における例規改正等の際に生じる、法制執務上の基本的な事項、法令解釈等について、その解釈にあたっての助言をすることも、例規の制定、改正等における精査を行っていただきます。

例規精査

町村がある目的に基づき行う例規の制定、改正及び廃止に關し、その内容について精査を行っています。この精査については、町村が新規に制定する条例案も数多くあり、時間的に十分な余裕をいただいで対応しています。依頼を受ける条例案は、町村において十分な調査、検討がされてきているため、法務室としては政策的な部分には立ち入らず、形式面等必要最小限の精査

とするよう心がけています。

法制執務照会

町村からの照会が一番多いのがこの法制執務、法令解釈等に關する照会です。例規中の接続詞の使い方や表の改正方法等基本的な事項から改正が非常に複雑なものまで、あるいは、地方自治法の条文の解釈、実例、判例等幅広い照会を受けています。

(3) 人材育成事業

自治体法務セミナーの開催

町村職員の政策形成、法務能力の向上に資するため、政策法務、自治体法務等に詳しい大学教授等を講師に招き、毎年1回セミナーを開催しています。平成13、14年度の開催内容は次のとおりです。

平成13年10月5日

山梨県自治会館

テーマ

『地方分権一括法が施行される自治としての立法』

基調講演

「これからの自治体法務」

九州大学大学院教授

木佐 茂男氏

事例発表

「全国自治体初の法定外目的

税条例 河口湖遊漁税条例」

河口湖町税務課職員

平成14年11月15日

山梨県自治会館

テーマ

『改革と自立の時代の自治体

法務』

講演

「分権時代の自治体法務」

立正大学法学部教授

山口 道昭氏

事例研究

「横須賀市パブリックコメント

手続条例の検証」

立正大学法学部教授

山口 道昭氏

実務研修生の受け入れ

町村法務室の日常業務に携わり法務能力の向上を図るため、町村から町村法務室への職員の受け入れを行っています。法務室には、あらゆる分野の照会が寄せられるため、実務を処理することで、より実践的な法務能力の向上が図られることを狙いとしています。法務室での経験を活かし、町村における特色ある政策実現のための法務事務を担っていただける職員を育成できればと考えています。今年度は、高根町からの職員の派遣を受けています。既に、4月から町村からの照会事項等を受け、事案の処理に取り組んでいます。法務事務の基礎を学ぶため

にも、今後市町村アカデミー等の研修にも積極的に参加することとしているところです。また、法務室としても研修生から実際の現場の状況等を聞くことにより、机上の作文ではなく、少しでも現場の状況に合わせた対応ができる状況となってきたところとです。

2 組織体制

(1) 事務局体制

町村法務室の事務局は、総務課行政係職員3人で対応しています。

(2) アドバイザー

町村法務室が作成し、町村へ送付例規改正例等における内容面、形式面、法解釈等について助言を受けるため、法制関係に精通した県職員に、アドバイザーとして協力をいただいています。

3 民間委託

運営に必要な情報収集のための業務の一部を民間の専門会社へ委託しています。

4 法務研究会

法務研究会は、二つの大きな目的をもって設置しています。

一つは、「町村法務室版の例規参考例を机上のものとしなないため」であり、もう一つは、「町村職員の人材育成」です。

研究会は、全県的な課題が発生した場合に、町村会長が指名する職員10名程度で構成することとしています。

町村からは、当該課題の原課担当者及び法制担当者が指名されることとなり、このメンバーが町村での実態や今後の進むべき方向等について議論をする中で一つの例規例を作成していくこととなります。

また、研究会での成果物については、全町村へ例として提供することとしています。

これまでに法務研究会において検討し、作成してきた例規は、公共物管理条例及び施行規則と、小・中学校における出席停止に関する規則です。

こうした研究会を通じ、参加した町村職員からは、共通の課題をもった職員が集まっているためか、「他町村の状況を聞くことができ非常に参考になった」「日常業務の中で条例などあまり意識してこなかったが、業務の基本にあることに気がついた」といった感想が寄せられました。

他県町村会の状況

分権一括法施行後の町村を取り巻く状況は、全国の小規模自治体といわれる町村にとっては、全て同じです。このような中で、本県町村会と同様に町村のための法務事務支援を行っている都道府県町村会がいくつかあります。

長崎県町村会
平成13年度から実施。

鹿児島県町村会
平成13年度から実施。

北海道町村会
平成14年度から実施。

熊本県町村会
今年度から実施。

三重県町村会
今年度から実施。

今後は、合併等の状況を見据えた中で新たに事業を実施するところも出てくるものと思われます。事業実施の都道府県町村会も、本会と同様 情報提供 法制助言 人材育成の3つを柱に事業を実施しています。今後は、同じ課題をもった各町村会間の交流を積極的に図り、情報の共有化や意見交換を行い町村法務室事業の全体的なレベルアップに努めていきたいと考えています。

今後の法務支援事業

4

今後の県内町村の法務事務は、市町村合併の状況により環境等が変化する中で、合併により組織が大きくなり専門の法制担当職員が配置できる自治体

や、組織自体はそのままでも、町村全体としての積極的な取り組みにより職員の法務に対するインセンティブが高まり、単独でも充分整備ができる自治体も出てくるものと思います。いずれ

にしろ、法務室の事業目的は、全ての町村が独自に処理できる体力をつけることとあり、それが達成されるまで支援を行っていくこととしています。

この業務に携わったことにより、全国各地の自治体法務を研究している職員と交流を持つことができました。先進自治体には、県職員、市町村職員、大学教授、弁護士等をメンバーとす

「合併コナー」

内容

1 基礎的自治体のあり方 (1) 地方分権時代の基礎的自治体の構築

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補充性の原理」の考え方に基づき、「基礎的自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要。

基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、これに対しては国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきであり、可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきである。

地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民や分権時代の基礎的自治体の重要なパートナーとしての「ミニマム組織、NPOその他民間セクター」とも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき。

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、住民自治が重視される

ければならず、その方策の一つとして地域自治組織を任意に設置することができる途を開くこととする必要。

平成十七年三月の合併特例法の期限までに行えるかぎり、自主的な合併の成果があがる必要がある。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的な合併が進展するように取り組みを進めていくことが肝要。

国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。

少子高齢化の進行により二〇三〇年には、人口五千人未満の市町村が現存の七〇〇団体から一、二〇〇団体近くに増加し、特に小規模な市町村についてより深刻な影響を与え、これまでのような職員や財政基盤を維持できない状況に陥ることが予想される。

(2) 平成十七年四月移行の合併促進の手法 現行の合併特例法の失効(平成十七

年三月三十一日)後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととし、この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらない。

現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成十七年三月三十一日までに関係市町村が市町村の議会の議決を経て、都道府県知事への合併の申請を終えたものは、合併特例法の財政支援等を引き続き適用する経過規定を置く。

新法は、必要に応じて、都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあつせん等により、自主的な合併を進めるものとする。

自主的な合併についての目標を明確にするため、法律上人口規模の要件を示すことについては慎重な意見も存在。

(3) 包括的な基礎的自治体の形成と 地域自治組織制度の導入

合併後、総じて規模が大きくなる基礎的自治体内において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村の単位を基本として、基礎的自治体の事務のうち地域共同の事務を処理するため、地域自治組織を設けることができることとする制度を創設。

市町村はその自主的な判断により、旧市町村を単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置できる。都道府県知事も、一定の場合に、小規模な市町村等を対象として、地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する。

さらに、合併できなかった市町村は、

経緯

平成十三年十二月十九日に内閣総理大臣から「社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度の構造改革」について諮問。

平成十四年七月二日の総会で、「基礎的自治体のあり方について」、「大都市のあり方について」、「その他の課題について」の五点を調査審議事項に定め、論点整理。



地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができ、その場合には、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する。

広域連合等による新たな広域行政の推進方策についても検討。

(4) 事務配分特例方式の検討

基礎的自治体に法令上義務付けられた事務については、その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務付ける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。

(5) 基礎的自治体における住民自治

充実のための新しい仕組み

地域自治組織は、当面、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くもので、行政区的なタイプ（法人格を有しない）と特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）の二つのいずれかを選択できる。

行政区的なタイプにおいては、基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌し、地域自治組織の長と諮問機関（附属機関）としての地域審議会からなる。

特別地方公共団体とするタイプにおいては、地域共同的な事務を処理する

第27次地方制度調査会

「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」の概要について

ものとし、基礎的自治体の補助機関を兼ねて法令により基礎的自治体に処理が義務付けられた事務を地域自治組織において処理することを検討。地域自治組織（特別地方公共団体）の議決機関の構成員は公選とし、執行機関は地域自治組織の議決機関の互選又は基礎的自治体の長による選任等とすることを検討。

2 大都市制度のあり方について

都市の規模・能力に応じた一層の事務権限の移譲が進められるべき。指定都市については、現行の指定都市制度の大枠の中で、さらなる権限の移譲を行い、その権能を強化するという方向を目指すべきである。指定都市の行政区が相当程度自主的に事務処理ができるよう、地域内分権化を図るといふ観点から、指定都市の行政区の権限を強める方向で検討がなされるべきであり、その一方策として、現在

の行政区の単位に地域自治組織を導入することを含め、検討する必要がある。

指定都市の区域内から選出される道府県議会議員については、指定都市の区域といえども課税権に着目して人口比例により定数配分すべきという意見がある一方、課税権を変更してでも行政権能の多寡を勘案して定数配分を行うべきという意見があり、引き続き検討。

3 都道府県のあり方について

都道府県合併については、地方分権の観点から、都道府県が自主的に合併する途を開く道すじについて検討すべきであり、国の法律により定めるという方式、すなわち各都道府県の発意により合併手続に入ることができない現行の地方自治法の定めについては、これを見直す必要。

都道府県合併の方式としては、市町村合併の場合と同様に、都道府県の自主的合併の手続を整備することとし、関係都道府県が議会の議決を経て合

併を申請し、内閣総理大臣が国会の議決を経て合併を決定するといった規定を整備することが考えられる。

道州制の導入は、国の機能を住民により身近な地域政府に移譲するとともに、今後さらに加速されると見込まれる経済活動の広域化に対応したインフラの高度化や産業の活性化をより効果的に行っていくという意義があるが、他方、道州制は、我が国の国・地方を通ずる行政体制の根幹にかかわる問題であることから、今後、そのあり方について幅広く議論を行い、国民的なコンセンサスの形成といったことも含めて検討を進めるべき。

今後の予定

地方税財政のあり方については、各方面において議論が進められていることと踏まえ、今後、改めて意見を提出する予定。

今年十一月までに最終報告を内閣総理大臣に提出予定。

「合併コーナー」

がんばるひとたち。

県と市町村また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。



市町村課
根津 昭彦
(蘆崎市)

4月より市町村課税政担当で研修生としてお世話になっております。蘆崎市にいたときは税務に関する部署での経験がなかったため、今は専門用語等わからないことばかりで不安の日々であります。上司、先輩方のご指導、ご助言をいただきながら毎日頑張っております。

これまでは、市からの視点で仕事をしていたのですが、県全体に視点を変え、また、県から指導を受ける立場であったのが、国や市町村からの問い合わせ等への対応となり、今まで経験することのなかった立場・視点で仕事をする中で、市役所においてもなかなか得られない貴重な経験をさせていただいております。

来年3月までの研修期間で、さらに経験を積み、たくさんのことを吸収し、その後に活かせるよう頑張っていきたいと思っております。

秩父多摩甲斐国立公園に属する名峰を擁す豊かな自然に囲まれた甲斐源氏(武田氏)ゆかりの古い歴史の里「須玉町(すたまちょう)」から参りました中山と申します。

行政選挙担当で主に地方共済、字界・市町村界変更、勤務条件・労働安全衛生などを担当しております。こちらでお世話になりました。担当では既に選挙態勢に入っており、何も分からずオロオロするばかりで、気持ちが空回り・・・と、かなり挙動不審に見えたことでしょうか(笑)。そのような忙しい中でも課の皆様にはいろいろと懇切丁寧にご指導いただき、大変感謝しております。

これまで役場ではとくく焼増的な仕事になりがちで、根拠となる法令などあやふやなことがあったりしましたが、こちらでは何となく知っているでは済まされない、正確さと迅速さが求められ、毎日息つく暇もなく仕事に追われている感じです。

最近、地方公務員として地域に貢献できればと思いがんばっているつもりですが自分が住民不在の事務的なマニュアル職員になってはいないかと考えたりすることがあります。

ここでの仕事は、取り組み方など学ぶべきことが多く、その成果も私の一つの財産となっています。また、いろいろな担当の仕事を見ながら、地方自治の発展に真摯に取り組んでいる県、市町村の職員の皆様、そして関心を持っている多くの住民の皆様がいることを感じる事ができたことは私にとりまして大きな意識改革となりました。

これからも広い視野で物事をとらえ、皆様信頼され愛される職員になれるようがんばりたいと思っております!!



市町村課
中山 由郷
(須玉町)



市町村課
石原 丈士
(大月市)

今年の4月から研修生として市町村課行政選挙担当にお世話になっております。大月市から参りました石原丈士です。

今までは通勤時間が5分ぐらいと環境に恵まれておりましたが、今は実家を離れ甲府ではじめての一人暮らしを経験しております。

どうにかやっと一人暮らしにも慣れ、日々仕事に勤しんでいるところです。

仕事については経験のないことはもちろんですが、これまでとは随分勝手が違うため今までよりもよけいに時間がかかってしまい、いくら時間があっても足りないぐらいです。また仕事量の多さと内容の濃さに戸惑いながら、なかなか思ったようには進まず、問い合わせの回答をするのにさえどこを調べてよいのやら、といった状態です。

8月25日から「住民基本台帳ネットワークシステム」の本格稼働がよいよはじまり、ネットワークやシステム関連のそれこそ山のような資料に圧倒されております。特にネットワーク関係の専門的な用語など理解するのに大変です。

経験のない仕事の内容や環境の変化など、毎日がとても新鮮であり、戸惑いを感じながらも、市町村課の皆様から温かいご指導を頂いており、感謝しております。

一年間という限られた研修期間ではありますが、より多くのことを吸収し市へ戻ってからの今後の仕事に役立てたいと思っております。

八ヶ岳南麓の高原のまち、そして馬のまち「小淵沢町」からの研修生として市町村課財政担当にお世話になり、早いもので9ヶ月が過ぎました。

私にとって財政の仕事は初めての経験だったため、こちらに来た当初は仕事が進まず、こんな状態で1年間の研修生活を乗り切ることができるのかと不安の連続でしたが、担当の皆さんにはずいぶんご迷惑をお掛けしました。今では仕事にもだいぶ慣れ、たくさん仕事に追われながらも充実感のある毎日をご過ごせるようになりました。

今、財政担当は1年で最も忙しい「決算統計」の時期を迎えています。光陰い夏の季節に、「何で別室にこもって朝から晩まで仕事しなくちゃいけないんだろう。」と辛くなる時もありますが、この仕事を無事に終えて初めて一人前(?)と思っ日々がんばっています。

地方財政を取り巻く状況には大変厳しいものがありますが、残り少ない研修期間で一つでも多くのことを吸収し、町に戻ってこの経験を生かせるように精一杯がんばりますので、今後とも皆様の温かいご指導をよろしく願いいたします。

お知らせ

小淵沢町では、今年も8月2日(土)にホースショーが開催されます。

音と光で演出した馬のショー(火の輪くぐりもあります。)や花火大会は一見の価値あります。

今年の夏はぜひ、高原のまち小淵沢町で楽しいひとときを...



市町村課
進藤 修一
(小淵沢町)



市町村課
石井 則夫
(上野原町)

昨年10月より市町村課税政担当にお世話になっております山梨県の東の玄関、山紫水明の地「上野原町」から参りました石井です。

市町村課へ来てから、もう9ヶ月が過ぎてしまったのかというのが今の心境です。最初は、職場の右も左も分からず、何をやるにもどこに行くにもみなさんに聞いてから行動していたように思います。(今もあまり変わらないような...)さらに、税政担当の仕事についてはもっと何も分からずに、問い合わせについても「???」と質問の内容さえも分からない有様で、周りの諸先輩方にご迷惑をおかけしながら現在に至っています。

今は、普通交付税の算定を行っており、毎日夜遅くまで市町村から提出された調査表の細かい数字と戦っております。(夢に数字ができませんよ(_ ;))また、市町村の合併により、合併算定替えというような煩雑な作業も加わってきていますし、未知の領域(市町村合併関係)の問い合わせなども多数あり、回答するためにたくさんの資料を読んだり、合併先進県へ電話したり、冷や汗をかきながら対応しております。

県庁生活も残りわずか3ヶ月となりましたが、ここで学んだ仕事への取り組み方や、人とのつながりを最大限に生かせるよう、上野原町へ戻ってからもがんばりたいと思います。



市町村課
望月 淳治
(六郷町)

本年4月より市町村課合併・広域行政推進担当にお世話になっております「ハンコの町」六郷町より参りました望月淳治と申します。研修が始まる前は全く新しい環境での仕事に対し期待と不安が入り混じっておりましたが、いざ研修が始まると想像以上に目まぐるしい毎日が過ぎたせいか、不安など感じている暇もありませんでした。忙しい中でも今までにない充実感に満ちた毎日過ごしているのも、職場の先輩方や各市町村の研修生の仲間にも恵まれたからだと思感謝しております。

現在、市町村合併の仕事に従事しており、これから大きく変わろうとする山梨を毎日、肌で感じております。今携わっている仕事が将来の山梨の礎になると考えると、本当にやりがいがあると共に、県民の皆様の生活に大きく関わる重要な仕事だけに毎日、日夜頑張っております。研修が終わりこの1年を振り返った時、悔いが残らぬようこれから残された研修期間を頑張っていきたいと思っております。

そして、この研修は私の人生にとって大きな糧となることでしょう。



市町村課
前澤 学
(身延町)

今年の4月に身延町から市町村課税政担当へ、研修生として参りました。

あっという間に3ヶ月が過ぎ、財政素人だった私も、諸先輩方の温かいご指導のおかげか、なんとなくそれっぽいことを言えるようになってきたような?今日この頃です。

出向してきて半月後の4月17日にはいきなり、公営企業決算統計説明会で200人近い市町村や一部事務組合の皆様の前で説明を行う、という町にいたら考えられないような経験をしました。その他にも総務省への出張や、市町村相手のヒアリング等、毎日が貴重な体験の連続で、充実した日々を過ごしています。

現在は朝日別館に軟禁状態、公営企業決算統計を取りまとめるために、朝早くから朝早くまで、文字通り寝る間を惜しんで頑張っているところです。

来年の4月に研修期間を終えて戻ると、5ヶ月後には故郷『身延町』は新町として新たなスタートを切ります。合併協議会への出向等、人間的に厳しい中でせっかく出していたいただいた研修です。この研修期間中に少しでも多くのことを吸収し、自分のためにも、新町のためにも役立てようと思っております。

最後になりますが、この研修中に一人でも多くの県職員・研修生の方々の交流を深めて、親睦を図りながら、残りの研修期間を有意義に過ごしていきたいと思っております。

ダイヤモンド富士で有名な増穂町から研修生として、今年4月より市町村課企画振興担当にお世話になっております井上誠です。

市町村課にお世話になって「井の中の蛙、大海を知らず」。今、この言葉が強く実感しています。私は、高校の3年間以外は増穂から離れたことがなく、増穂以外の世界を知りませんでした。井の中の蛙だった私は、仕事量の多さにびっくり、質の高い仕事が次々と舞い込んできて息つく暇がない忙しさでこれまたびっくり。しかも、不慣れな長距離通勤(今までは、徒歩で10分、今は車で45分)町という小さな世界から県という広い世界へと環境が変わったこともあり、胃の痛い日々が続きました(だんだん慣れてきて、今は痛くなく快腸??です(^o^))。しかし、やせもせず仕事が楽しくできているのは、忙しいときにも嫌な顔ひとつせず教えてくださる市町村課の皆さんのおかげだと思います。また、他の課の皆さんにも懇切丁寧にご指導いただき日々成長している?(自己満足ですが)と感じることができるとこの頃です。

県で研修という大海に飛び込んだからには、多くの方と知り合い、仕事や仕事に対する姿勢を吸収して、人間が大きくなって(態度は謙虚に)町に戻れるように頑張りたいと思います。



市町村課
井上 誠
(増穂町)

苦言



Hiraide Setsuko

平井出 設子

社団法人呆け老人をかかえる家族の会

はじめに

社団法人呆け老人をかかえる家族の会は、四十一の都道府県が加盟する全国規模の団体で、山梨県支部もその一つであります。私たちは、会の名前の通り痴ほう症の介護を通して周辺にわたり、押し寄せてくる問題を直視し、研修や相談活動、広報活動、「痴ほう症」への理解を高めるため劇団活動等をすすめております。

活動を行う中、困ってしまうこと、行政の窓口となる人の問題です。例えば、年度末の人事異動により折角福祉についての理解をもった担当者が代わってしまい、対応が振り出しに戻ってしまうこ

とがあります。現在の福祉は行政のみで行うてうまくいくものとは思われません。行政と家庭や地域・ボランティアが連携してはじめて地域福祉が進んでいくものと思います。そのためには、どの職員が行っても変わらない自治体の一貫した福祉やボランティアに対する施策や方針が是非ほしいものと思っています。

現場の思いに親身な対応を担当者には、現場の思いに親身になって福祉施策に向かって頂きたいと思えます。当会の全国集会に出席して思うことは、他の支部に関わる福祉の関係者が数多く

参加していることです。私達の周知徹底にも問題はあるかと思えますが、また、福祉担当者の関わる実務の膨大な数やその煩雑さ、諸々の事情で許されないことも想像できます。しかし、「痴ほう症」を患う人、その介護に当る家族の生の声を検分し、自宜に適った問題を把握するのに役立つ機会がもたれませんか。そこに、実際に基づいた施策や対応が見えてくると思うのです。

福祉に関わるボランティア活動の実態は様々です。説明しがたい課題も抱えております。自治体によつて、ボランティアの関わりにも格差があるように見受けられます。住民が、持てる力と時間を駆使して大切と思うことに精一杯ぶつかっている状況を見るとき、その力不足を補ってくださる心配りやご支援が欲しいのです。

最近、「痴ほう症」に関する電話相談が多く寄せられます。インターネットで支部を検索し、介護の問題、施設・医師に関すること、介護保険利用に関わる諸問題等多岐にわたっています。一回の相

談は数十分にも及びます。如何に悩み苦しんでいるかを知る時です。

住民参画の行政が求められています。介護者の声を反映させていただく機会は、市町村単位でも、多いという報告もあります。参画は形だけのものであつてはならないし、智恵や経験、願いを生かすことの役目をそれぞれが自覚しております。

今後、福祉を住民ボランティアとしてどのように進めていければいいのか、助言やご支援をいただきたいと思えます。

福祉の窓口を訪ねる人々の立場になつての対応こそ、「福祉の街づくり」を提唱しスローガンとする本物の自治体が見えてきます。



「あしたば劇団」の公演風景

電子自治体コーナー

はじめに

これまでのコンピュータ利用は、事務の効率性の向上を主眼として、部分的な業務の最適化、効率化を図るツールとして役立つてきた。政府の「e-Japan戦略」は、国の電子政府化とともに地方自治体の電子化も推進することとしている。ここでいう自治体の電子化とは、行政事務の一部分ではなく、BPRの観点から、行政全体の業務の流れを変革する方向へ進んでいる。

電子的な行政の実現に向けて
・検討経緯

山梨県においては、電子的な申請や届出等に向けて、(財)山梨県市町村振興協会の支援を受け、県、市町村、市長会、町村会の職員により研究会を構成し、研究、検討を行ってきた。この研究結果を受け、県及び県内全市町村は来年4月の開始を目指し、共同で情報システムの構築を進めることとなったところである。

運営・契約方法

この事業は、全市町村が組織団体である山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)が運営母体となり、民間事業者の人材やノウハウなどを活用する包括的アウトソーシング(外部委託)の方法により行うものである。包括的アウトソーシングは、PFI手法を取り入れ、システムの設計から構築、運用までを一元的に委託するもので、システムの順調な稼働という民間事業者からのサービス提供に対し、その対価としてお金を支払うという契約を結ぶものである。民間事業者から提供されるサービスの内容については、詳細にサービスレベルアグリーメント(SLA)として定め、システムがスムーズに稼働している場合には契約した料金を

全額支払うが、トラブルが発生した場合には、その内容や回数、停止時間などに応じて、支払額が減額されることになるなど、システムのトラブルの責任は基本的に民間事業者が負い、各市町村が損害を被らないようにするものである。情報システムは、様々なリスクと共存しながら運用される、という認識から、これらのリスクを可能な限り民間に移転し、システムの安定的な稼働を確保するものである。

・経費の負担
事業の経費については、公平な負担を原則に、全体の経費を県と市町村で分担

電子自治体に向けた動向について

山梨県市町村総合事務組合
電子自治体推進室

土屋 光秋

し、市町村分の経費については、負担率の算定基礎として均等割や人口割に加え、便益割の考え方を導入した。便益割とは、市町村毎のインターネット普及状況の差異やシステム稼働以後の利用状況、さらには住民が役場まで手続に行く平均移動距離などの地域特性に応じた、各市町村の享受する利便性に着目して負担を求めるものである。

電子的な手続のための取り組み

国民の利便性の向上と行政運営の簡素・効率化を目的に、電子政府、電子自治体推進のための行政手続オンライン化

三法が昨年末に成立し公的個人認証サービス関係部分を除き、すでに施行されている。これにより、法令に根拠を有する行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能となったところである。

今後は、地方自治体の条例等に根拠を有する手続について、各自治体で条例整備等を行う必要がある。平成16年4月には、共同システムにより、電子的な手続が可能となるため、これに向けて、各自治体は、それぞれの条例規則を調査するなど早急に条例整備等の準備を進めることが重要である。

BPR(Business Process Reengineering
読み方: ビーピーアール)

部分的な改善ではなく、業務のプロセス(流れ)全体を対象とし、組織活動に関する目標を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化し、効率を高めるなど抜本的に見直しを行うものである。

組合の取り組み

・申請・届出業務の拡大
組合としては、今後の行政の電子化に向けて、申請届出業務の拡大を計画的に進めるとともに、公的個人認証や電子的な金銭のやりとりを実現するマルチハイメントネットワーク(MPN)などへの取り組みを進めていきたいと考えている。

・公的個人認証

公的個人認証は、今後の電子社会の礎として重要な役割を担うものであり、共同システムでは平成16年中の対応の予定としている。また、組合としても公的個人

人認証に関わる「鍵ペア生成装置」など、市町村の窓口で利用することになる機器の調達や市町村配備などの役割を担うこととしている。

・マルチハイメントネットワーク

また、MPNは、手数料等をはじめとした金銭の決済に利用され、自宅からの様々な手続を行う時の基盤であり、共同システムでは平成17年度に対応作業を進めることとしている。

・総合行政ネットワーク

これらのシステムの基盤となる総合行政ネットワーク(LG WAN)の接続は、本年中に行う必要があるため各市町村でも精力的に取り組みが進められているところであり、組合としても、県と連携し市町村の支援に取り組みが必要であると考えている。具体的にはLG WAN接続装置の調達業務の一部について入札の代行を行うなど必要な支援を行う予定である。

・変革期の地方自治体

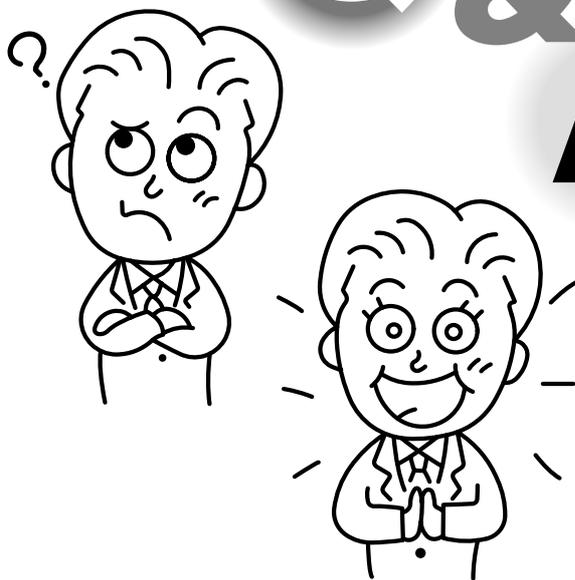
地方自治体を取り巻く情勢は、行政電子化をはじめとして合併や様々な制度改革への対応など、大きな変革期にある。地域間競争の激化や住民ニーズの多様化など、自治体は自らを変革していく努力が求められている。組合もこうした流れをふまえて、積極的に自らを変革していく第一歩として共同システムに取り組みすることとしたところである。

変化の時代に

かのダーウインは明言している、生命進化の原理は淘汰である。また、生き残ったのは、強い種ではない。優秀な種でもない。変化した種だけが生き残ったのだ。

さて、あなたは変化できますか。

自治 Q & A



お答えします

最近、各地域で住民発議が行われていますが、
手続はどのように進められるのでしょうか？

A **Q**

住民発議制度は、
市町村の合併に向
けての積極的な取
組みがみられるよ
うになってきた地
域の住民や団体等
の側から市町村に対し、合併協議
会の設置を求める直接請求制度
として、「自主的・主体的な市町村
の合併を推進する」観点から、平

成7年に導入されたものです。
現在、本県では、合併特例法第
4条による住民発議(一つの市町
村の住民等が近隣市町村との合
併を希望し合併協議会の設置を
求めて起こす住民発議)が16件、
合併特例法第4条の2による住
民発議(複数の市町村の住民等が
同一の内容で起こす住民発議)が
1件行われています。

住民発議には二つの方法があ
り、合併特例法に基づく手続きは
次のとおりです。

合併特例法第4条

〔手続き1〕

有権者が、総数の50分の1以上
の連署をもって、その代表者から
市町村長に対し、合併協議会を置
くよう請求します。

〔手続き2〕

請求のあった市町村(合併請求
市町村)の長は、合併の相手方と
された合併対象市町村の長に対
して意見を求めます。

〔手続き3〕

合併対象市町村の長は意見を
求められた日から90日以内に合
併協議会設置協議について議会に
付議するか否かを回答します。回
答が、議会に付議しないの場合、
住民発議の手続きは終了となり
ます。

〔手続き4〕

すべての合併対象市町村の長が
合併協議会設置について議会に付
議すると回答した場合には、合併
請求市町村と合併対象市町村の
長は、60日以内にそれぞれ議会を
招集し、合併協議会設置協議につ
いて議会に付議します。

〔手続き5〕

合併請求市町村とすべての合併
対象市町村で可決した場合には、
合併協議会を置くことになりま

す。

〔手続き6〕

合併請求市町村で否決し、かつ
すべての合併対象市町村で可決し
た場合には、合併請求市町村の長
からの請求、又は、それがなかつ
た場合に有権者が、総数6分の1
以上の連署をもってその代表者か
ら行う請求により、合併協議会設
置協議について住民投票を行い、
有効投票総数の過半数の賛成が
あったときは、合併協議会が設置
されます。

合併特例法第4条の2

〔手続き1〕

すべての同一請求関係市町村の
有権者の代表者同一請求代表者)
が、合併協議会の設置の請求が同
一の内容であることについて、都
道府県知事の確認を求めます。

〔手続き2〕

同一請求代表者が、その者の属
する市町村の有権者総数の50分
の1以上の連署をもって、当該市
町村の長に対し、合併協議会を置
くことを請求します。

〔手続き3〕

この請求が行われたときには、
直ちにその要旨を当該市町村長
は都道府県知事に通知し、都道府
県知事はそのことをすべての同一
請求関係市町村の長に通知し、つ
いで、当該市町村長がその旨を同
一請求代表者に通知するととも

に、公表します。

〔手続き4〕

同一請求関係市町村の長は、都道府県知事から、すべての同一請求関係市町村において請求があった旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から60日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置について議会に付議します。

〔手続き5〕

すべての同一請求関係市町村において可決した場合には、合併協議会を置くこととなります。

〔手続き6〕

議会において否決した同一請求関係市町村(合併協議会設置協議否決市町村)では、その市町村長からの請求又はそれがなかつた場

合に、有権者が、総数の6分の1以上の連署をもってその代表者から行う請求により、合併協議会設置協議について、住民投票を行い、有効投票の総数の過半数の賛成があった場合には当該議案について可決したものとみなします。したがって、すべての合併協議会設置協議否決市町村で投票が行われ、すべて過半数の賛成があった場合にも合併協議会を置くこととなります。

なお、既に合併協議会を設置している市町村が、住民発議による合併協議会を併せて設置することは可能です。

平成14年度に創設された地域活性化事業債のうち、都市再生事業の対象となる事業について具体的に教えてください。

都市再生事業は、

都市で活動する人々が快適に生活でき、働くことができる環境を作る

ための基盤施設等を重点的に整備する都市再生への地方公共団体の取り組みに対して、財政支援を

街区公園、近隣公園の整備、運動広場、親水空間等住民が利用する施設の整備を行う『街区公園等整備事業』

電線共同溝、キャブシステム又は管路及びこれらの整備と一体的に実施される歩道等の整備を行う『電線類地中化事業』

地方公共団体の基本構想、緑のマスタープランその他の環境保全のための要綱、整備方針等において保全対象とされている緑地等であって、公の施設又は行政財産として設置・管理するもの等の取得又は施設の整備を行う『都市環境緑地整備事業』

放置自転車等の保管場所を含む自転車駐車場及び自転車道の整備を行う『自転車駐車場等整備事業』

駅、バス・ターミナル等の交通拠点及びその周辺において実施される駅前広場、歩道帯、駐車場案内システム等の整備を行う『公共交通拠点等基盤整備事業』

都市緑化の推進を図るため計画的に実施される植樹、植栽等を行う『植樹・植栽等緑化事業』

鉄道立体交差化事業等に係る踏切除却、二線人道橋、駅上・地下歩行者専用道等の整備を行う『立体交差事業』

地方公共団体の策定する街並み環境整備方針等に基づき一体

的に実施される生活道路小公園、緑地等の整備又は街並み景観の向上等を図るため追加的に実施される特殊舗装、道路照明、植栽、ポケットパーク等の整備を行う『街並み整備事業』

公の施設として設置する駐車場のうち、立体式駐車場における用地費、地下式駐車場における用地費及び躯体工等の基幹的部分(非設備部分)の整備を行う『駐車場整備事業』

などが対象とされています。

事業を実施する場合、都市再生への基盤整備に係る事業の概要、事業費、財源内訳、事業のスケジュール等を定めた『都市再生事業計画』を策定し、県を経由し総務省に提出することとなりますが、対象とされる事業の開始年度が平成14年度から16年度までの3年間の間に開始する事業を対象としていますので留意が必要となります。

また、地域活性化事業債は、循環型社会形成事業、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」など他のメニューがあり、計画の策定にあたっては各事業の要綱等により事業内容を十分検討の上、事業の目的に最も適したメニューにより計画の策定を行う必要があります。

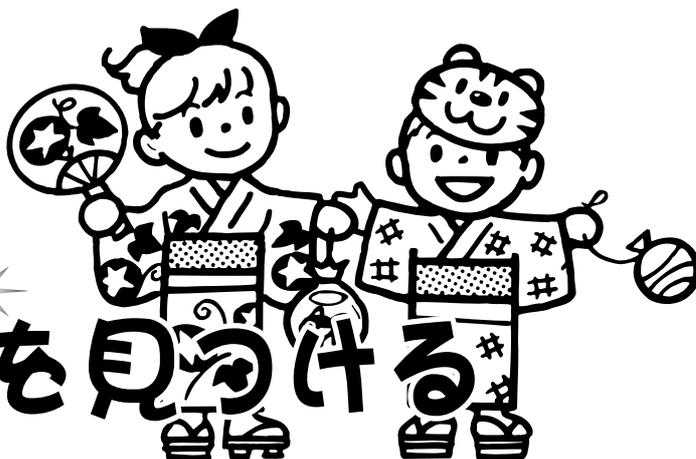
A

Q

市町村イベントごよみ

July ▶ August

7 → 8



夏の夜に華を見つける

アヤメの里夏まつり花火大会

南アルプス市

平成15年7月26日

(会場 滝沢川河川公園 打ち上げ開始時刻 午後8時30分)

南アルプス市になって初めてのアヤメの里夏まつりは、櫛形町であった昨年まで毎年、7月下旬から8月上旬頃開催されており、豊かな自然の中での祭りに、訪れた多くの方々が満足し、毎年訪れるという方も多い祭りです。

国道52号線の大規模改修工事のため、昨年に引き続き一部の行事が休止となりますが、伝統ある長清(ながきよ)太鼓と雨鳴(あまなり)太鼓の競演や歌謡ショー、盆踊りなど様々な催し物があり、祭りのフィナーレを勇壮に飾り締めくくってくれるのが花火大会です。

大規模ではない分、一つ一つの花火をゆっくりと眺め、味わうことのできるこの花火大会は、地元の方々にも愛されており、観客を温かい雰囲気の中で包んでくれ満足させてくれます。

この時期、アヤメ平では様々な高山植物を観賞することもでき、まさに昼と夜の華を楽しむことができます。



第87回河口湖湖上祭

河口湖町

平成15年8月5日

(会場 県営船津浜・平浜駐車場 打ち上げ開始時刻 午後7時30分)

8月1日から連日続く富士五湖花火大会のうち一番最後に行われ、最も規模の大きい花火大会が河口湖湖上祭です。

河口湖湖上祭の起りは、河口浅間神社の祭事から起きたもので百余の堤灯を数隻の船につけ湖心に漕ぎ出し、世のけがれ一切を水に流す行事が毎年旧暦の6月30日に行われていました。この行事を地元の有志が湖上祭として取り上げたのが大正6年で、その後年を追う毎に盛大となり現在に至ります。

スターメインやミュージカル花火、大型打ち上げ花火に続き、クライマックスには約400mのナイアガラが夏の夜空と湖面を華やかに彩ります。

4日の前夜祭にも打ち上げ花火があげられ、2日間で約8万人の観客が、合計1万発の湖上の舞に酔いしれます。



市川大門町

第15回神明の花火大会

平成15年8月7日

(会場 笛吹川三郡橋下流河畔 打ち上げ開始時刻 午後7時30分)



市川の花火は武田氏の軍事用の狼煙打ち上げから始まったと言われています。観賞用の花火は、元禄・享保(1688年～1736年)の頃から盛んになり、江戸時代には常陸の水戸、三河の吉田(豊橋市)とともに、甲斐の市川は日本三大花火の一つとして数えられ盛況でした。

この神明の花火は平成元年、山梨県下最大の規模として鮮やかに甦り、毎年20万人を超える観客で賑わいます。

音楽に合わせたテーマ花火と競技花火、迫力のある二尺玉の打ち上げも予定されています。約2万発の花火は、打ち上げ地点との距離が近いので、目や耳だけでなく、体で感じ取れる大会です。

韮崎市

夏の武田の里まつり「武田の里供養会・大花火大会」

平成15年8月16日

(会場 釜無川河川公園 供養会開始時刻 午後7時)



武田家累代陣没将士供養会を皮切りに夏の夜空を彩る花火大会が盛大に繰り広げられます。

雄大な南アルプスを背景に、武田家ゆかりの寺社で採火された松明が夕闇迫る釜無川河川公園に市民・一般参加者の手により運ばれ、信義公以来累代陣没将士の精霊を慰める武田の里供養会は、厳かな雰囲気の中「武田の里にらさき」にふさわしい歴史とロマンを盛り上げます。

花火大会は「武田の里」にふさわしいストーリーのあるテーマにより音楽演出による大型スターマインを中心に5,000発を超える大輪の華が夜空に打ち上げられます。

石和町

第39回石和温泉まつり花火大会

平成15年8月21日

(会場 石和町役場前笛吹川河畔 打ち上げ開始時刻 午後7時30分)



8月19日から3日間行われる石和温泉まつりの最終日に、この花火大会が開催されます。大輪の華が夜空を彩り、まつりのフィナーレを飾ります。

鶺鴒いのかがり火がほのかに照らす笛吹川の河川敷から、夜空に打ち上げられた花火を見上げると、打ち上げ場所が近いため、その迫力を肌で感じることができます。花火業者達による競技花火、大仕掛け花火、全長400mのナイアガラなど見どころも多く、9,000発の花火を温泉街ならではの雰囲気で見ることができます。晩夏の郷愁にひたりながら、温泉情緒と一緒に花火を満喫できる大会です。

山梨地域 IT フェア 2003

電子自治体 & 地域産業情報化の推進にむけて

フェアにおいては、電子自治体構築に向けた取組みやITを活用した市町村業務のあり方等について、最新の電子自治体関連システムを体験していただくとともに、先進事例等のセミナーを予定しておりますので、積極的にご参加いただけますようお願いいたします。

主催 山梨地域ITフェア実行委員会
共催 (財)山梨県市町村振興協会、甲府市
後援 総務省関東総合通信局、山梨県、山梨県警察本部
山梨県地域情報化推進協議会、
(財)やまなし産業支援機構
(社)山梨県情報サービス産業協会、
山梨県市町村総合事務組合
日時 平成15年8月7日(木) 10:00 ~ 17:00
平成15年8月8日(金) 10:00 ~ 17:00
場所 甲府市総合市民会館(山の都アリーナ)

開催内容

【体験・展示コーナー】

最新の電子自治体関連のシステムを体験していただくよう、県内外のIT企業・団体(40ブース)が出展。

【セミナー】

月日	時間	テーマ
8 / 7 (木)	10 : 15 }	地域情報化について 講師 山梨大学副学長 伊藤 洋 氏
	11 : 15	
8 / 8 (金)	10 : 15 }	ハイテク犯罪の現状及び セキュリティ対策について 山梨県警察本部ハイテク犯罪対策室
	12 : 00	
	13 : 00 }	電子入札システムについて 講師 横須賀市財政部契約課主幹 小濱英夫 氏
14 : 00		
	15 : 00 }	情報化に関する国・県の動向について 山梨県電子自治体推進 プロジェクトチーム
	16 : 00	

セミナーのテーマは予定です

なお、総務省主催の「電子自治体フォーラム」が、8月7日(木) 13:00から甲府市総合市民会館(芸術ホール)で開催されます。

市町村振興協会たより

インターネットの利用者が年々増加する中で、自治体や企業においても本格的な電子化の取組みがされております。こうした状況を踏まえ、本協会では、住民、企業、自治体の皆さんを対象に、実際にITを体験・実感していただきながら、電子自治体の推進等の理解を深めていただくため、産学官が連携したITフェアを次のとおり開催いたします。

はっくらっ!! 市町村職員



鈴木
ゆみさん(塩山市)

保健課健康指導担当

Yumi Suzuki



平成15年4月に塩山市役所に保健師として採用され、保健課健康指導担当に配属されました。赤ちゃんからお年寄りまで、生涯を通した健康づくりのために、乳幼児健康診査や、家庭訪問、健康相談等を通して、市民の方々と接しています。

最近、多くの情報が簡単に得られる時代にあり、特に健康に関する情報は日々私たちの生活に入ってきます。保健師として、いつでも新しい情報にアンテナを高くしているよう心がけています。

また、健康指導担当の仕事は、住民の方々と接する機会が多く、一人一人の住民との信頼関係を築いていくことが、健康づくりにとても重要で、人との関係づくりについても勉強する毎日です。様々な世代の人と接するこの仕事は、とても大変ではありますが、自分自身を振り返ることができ、勉強になることが多いと感じつつ、努力しております。

最近、仕事の面ばかりではなく、休日においても自分なりに充実した時間を過ごしています。仕事でも私的な時間においても、たくさんの人と触れ合い、多くのことを見て、聴いて、感じて、人として成長していきたいと思っています。そして、塩山市民の皆様が豊かでより良い生活を送れるよう、頑張っていきます。

AFTER NOTES

編集後記

「山梨自治の風」も発刊5年目を迎えた。先日、ラジオで離婚の多いのは、結婚5年目だとのこと。5年一緒に居られれば、一生添え遂げるとのこと。弊誌も、読者の皆様に飽きられないよう、無視されないよう、一層内容を良いものとし、また、読みやすいものとするため努力したい。なお、このたび、弊誌、紙面のデザインを一新した。御意見を!



平成15年7月発行第13号 発行／(財)山梨県市町村振興協会 〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15-35 TEL.055-237-3153 yamanashi@ympa.or.jp
編集／山梨県総務部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichoson@pref.yamanashi.jp

7/14日発売
発売期間：7/14日～8/10
抽 出 日：8/12日

サマージャンボ宝くじ

2003年 市町村振興会くじ

1等・2等抽
当あり

サマージャンボ3億円
1等 2億円 / 1等前後賞 各5千万円 / 2等 1億円

この宝くじの取益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。 総当りなし抽当あり 抽当なし 抽当なし 抽当なし 抽当なし

今年もサマージャンボ宝くじが7月14日（月）から8月1日（金）まで発売されます。今年も1億以上（1、2等）の当せん本数が210本と、昨年に比べて38本も増加されており、より魅力ある宝くじとなっています。『今年こそは億万長者にチャレンジしてみませんか?』なお、この宝くじの取益金は市町村の明るく住み良い街づくりに使われます。